

# 新たな事業体税制(法人税関係)のあり方

【 参 考 資 料 】

2007 年 6 月 14 日

21 世紀政策研究所

本研究は「企業税制研究所」への委託研究です。

## 《 目 次 》

### 【非営利事業体関係】

公益法人制度改革のスケジュール	1
公益法人制度改革の概要	2
一般社団法人・一般財団法人の概要	4
公益社団法人・公益財団法人の概要	5
公益認定の基準等	6
公益目的事業について	8
法人数等の状況	9
宗教法人の申告状況	10
「新たな非営利法人制度に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」(概要)	11
公益法人等などの主な課税上の取扱い	13
収益事業の範囲	14
公益活動等に対する寄附金に関する税制(国税)の概要	15
公益法人等の収支計算書の提出制度について	16
諸外国の非営利法人制度及び税制上の優遇措置の概要(未定稿)	18
諸外国における非課税団体の認定要件(未定稿)	19
アメリカの連邦非課税団体の例(未定稿)	20
各国の寄附金に関する税制の概要(未定稿)	21
諸外国の非営利法人制度及び税制上の優遇措置の概要(未定稿)	22
寄附金(個人・法人)に関する日米の状況	23
特殊法人の役職員の給与等の水準について	24
公益法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数	27
公益法人の内部留保規模別法人数・内部留保の水準別法人数	28
公益法人の設立許可及び指導監督基準・運用指針(抄)	29
公益法人の本来の事業費割合別法人数・管理費の総支出に占める割合別法人数	30

公益法人の設立許可及び指導監督基準・運用指針(抄).....	31
公益法人の年間収入額規模別法人数・年間支出額規模別法人数.....	32

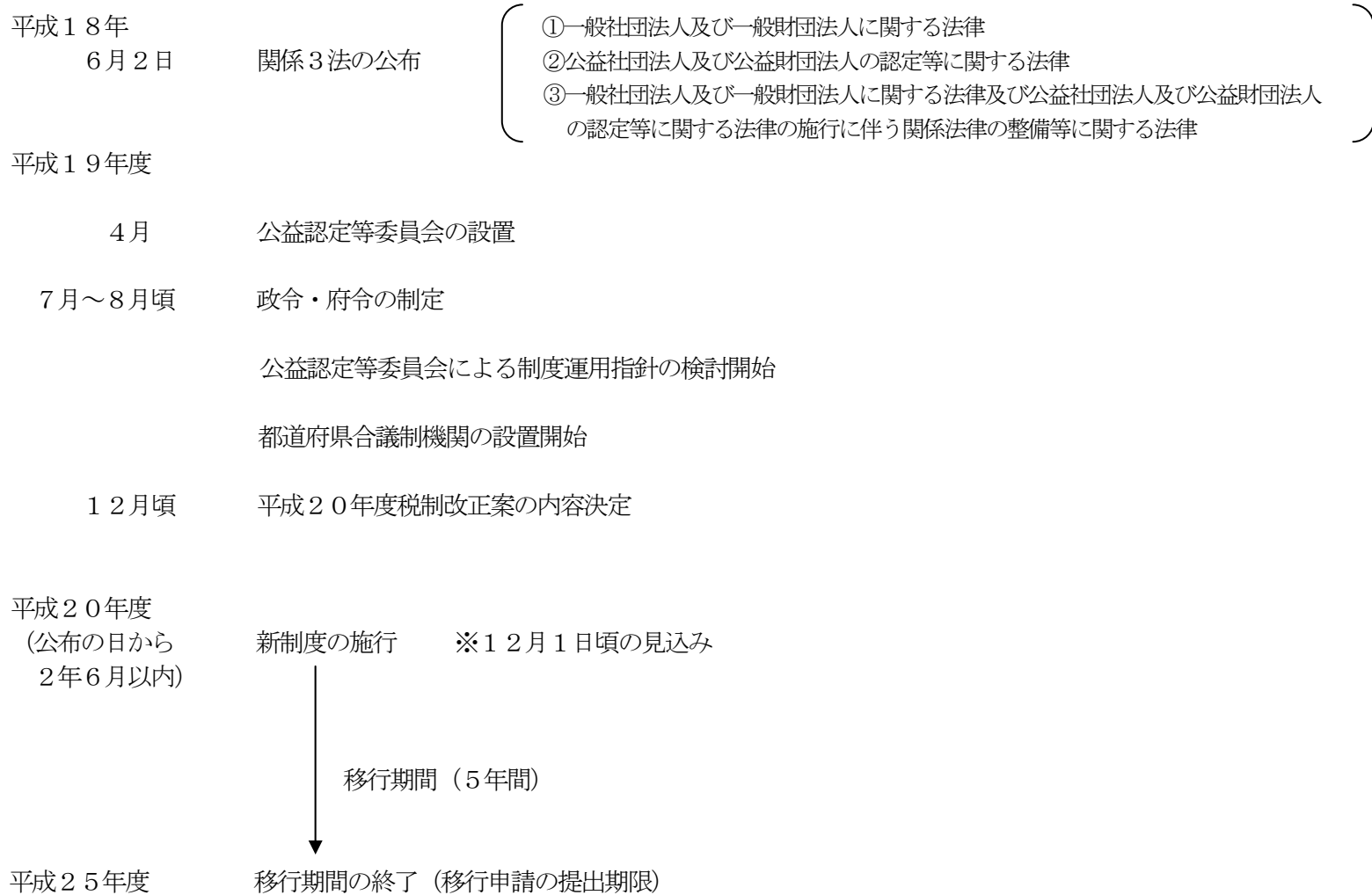
【組合関係】

わが国における各種ビークル(平成17年12月7日開催・金融審議会金融分科会第一部会資料).....	33
わが国における集団投資スキーム(ファンド)に対する規制(“ ”).....	37
わが国における仕組み規制のないファンドの実態(“ ”).....	38
民法上の組合、匿名組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合.....	39
民法(明治29年法律第89号)(抄).....	40
商法(明治32年3月9日法律第48号)(抄).....	42
法人税基本通達(抄).....	43
金融商品会計に関する実務指針(抄).....	44

【中小法人関係】

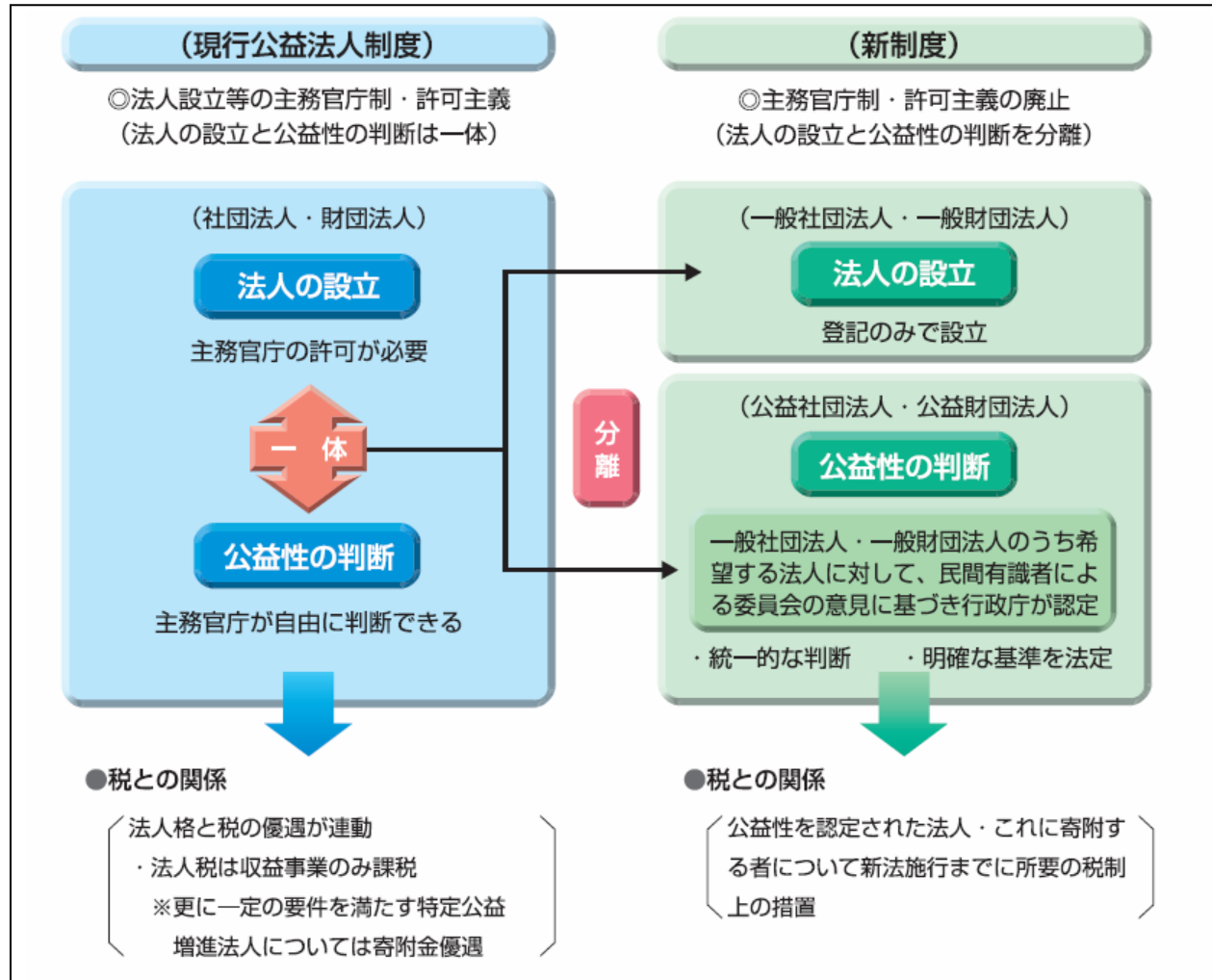
組織別・資本金階級別法人数.....	45
主要国における法人企業に対する課税の概要.....	46
米国の企業法制の概要.....	47

## 公益法人制度改革のスケジュール（案）

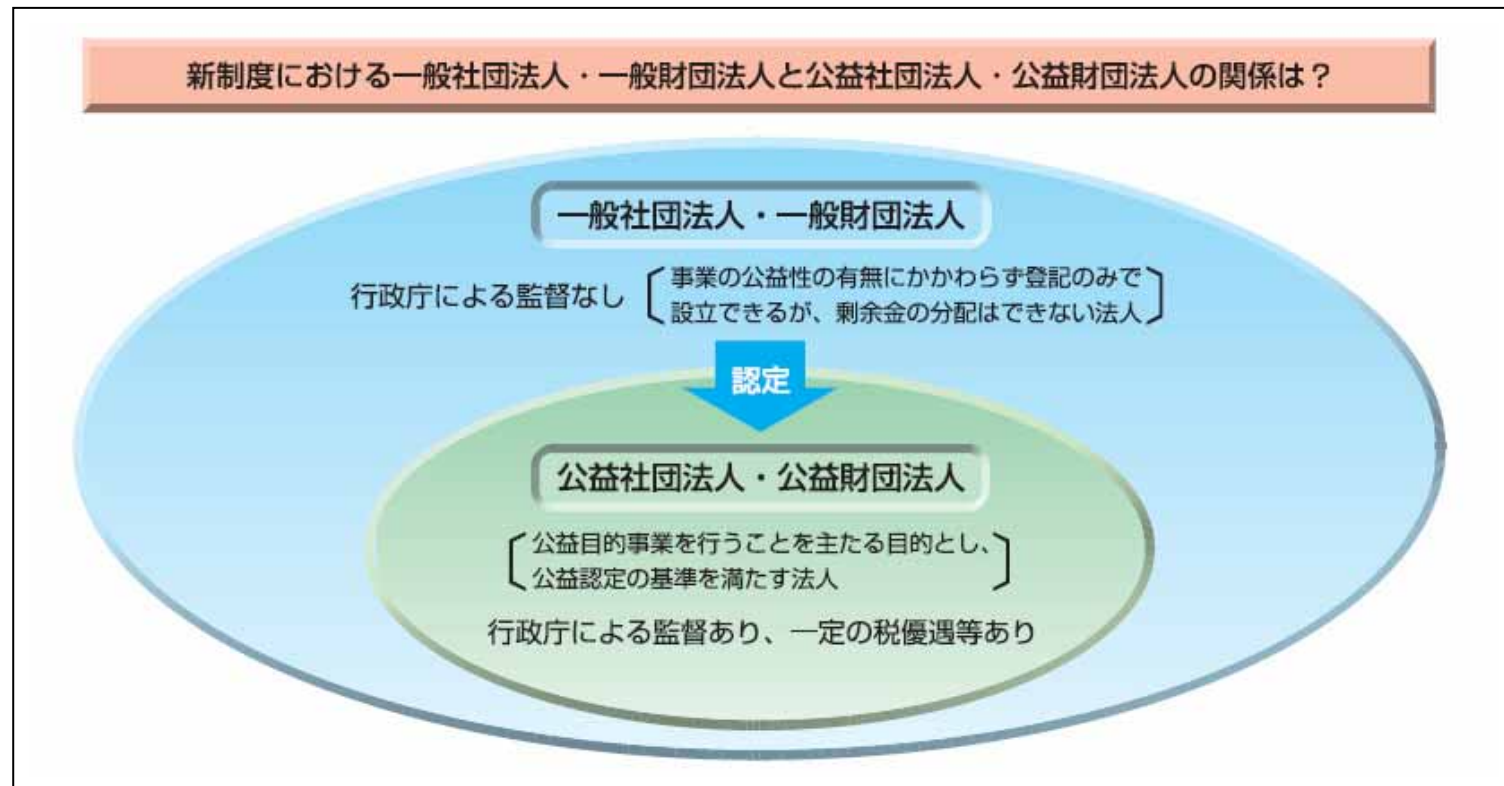


（出典）内閣官房行政改革推進室「新たな公益法人制度への移行準備期に関する研究会」（第1回）配付資料

## 公益法人制度改革の概要



新制度における一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人の関係は？



(出典) 行政改革推進本部事務局『公益法人制度改革の概要』 p 2

## 一般社団法人・一般財団法人の概要

剰余金の分配を目的としない社団・財団は、登記によって、法人格を取得できます。

### ☆ポイント☆

- ・事業に制限はなく、登記のみによって法人格を取得することができる。
- ・定款で、社員、設立者に剰余金、残余財産の分配を受ける権利を与えることはできない。
- ・行政庁が法人の業務・運営全体について一律に監督することはない。そのため、法人の自主的、自立的な運営が必要であり、最低限必要な各種機関の設置やガバナンスに関する事項について法律で規定。

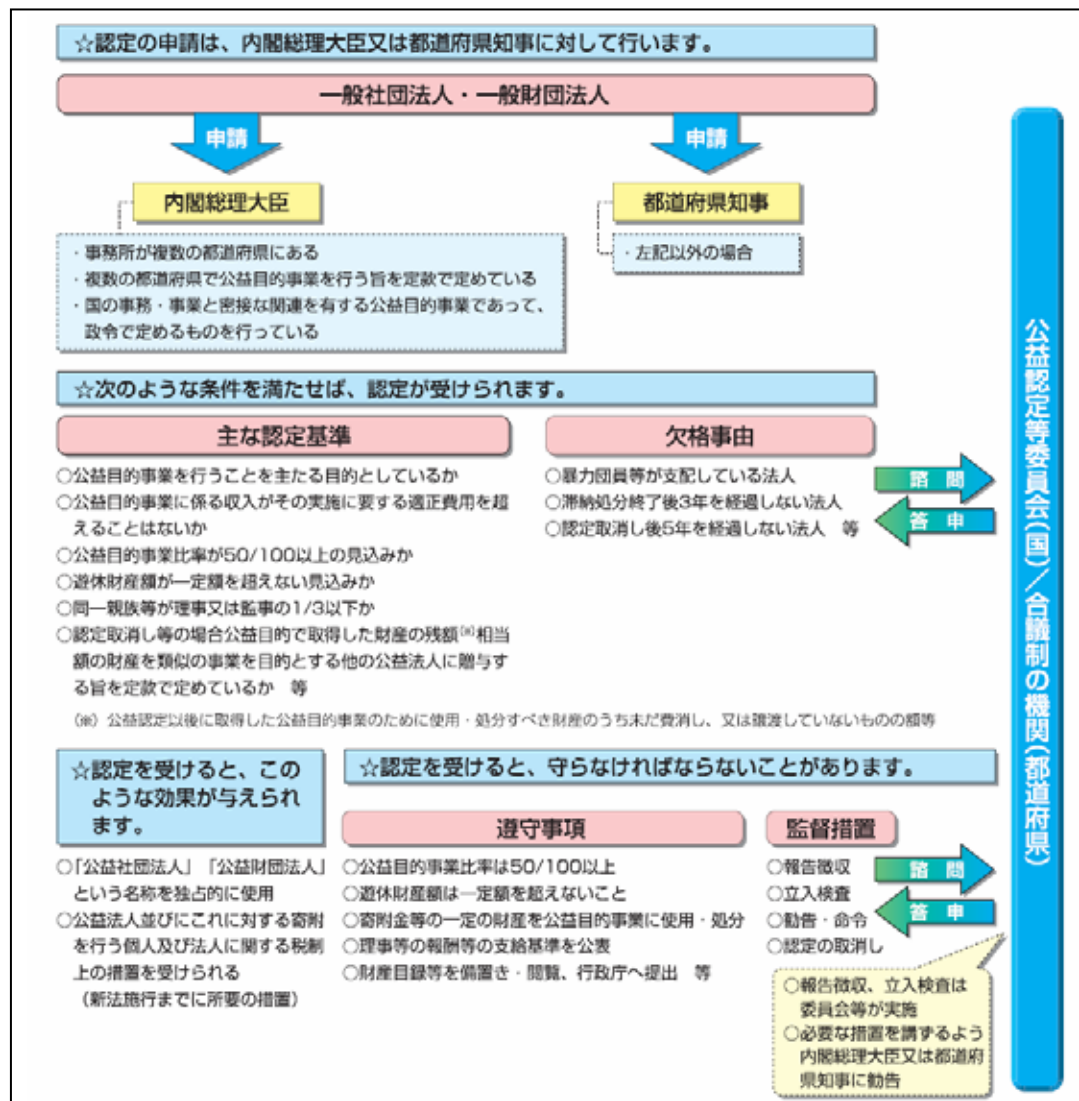
一般社団法人	一般財団法人
<p><b>&lt;設立&gt;</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 名称中に「一般社団法人」という文字を使用。</li> <li>2 設立は社員2名以上、財産保有規制なし。</li> <li>3 定款は設立時社員が作成、公証人の認証必要。</li> </ol>	<p><b>&lt;設立&gt;</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 名称中に「一般財団法人」という文字を使用。</li> <li>2 設立には300万円以上の財産の提出が必要。</li> <li>3 定款は設立者が作成、公証人の認証必要。</li> </ol>
<p><b>&lt;機関&gt;</b></p> <p>4 理事(任期2年以内)は必置。理事(代表理事)は法人を代表し、業務を執行。</p> <p>5 社員総会は必置。</p> <p>6 理事会、監事(任期4年、定款で2年まで短縮可)の設置は任意(理事会、会計監査人を置く場合は監事必置)。</p> <p>7 社員総会は、当該法人に関する一切の事項について決議。ただし、理事会を置く場合は、法律、定款で定めた事項に限る。</p> <p>8 理事等は、社員総会の決議によって選任。</p>	<p><b>&lt;機関&gt;</b></p> <p>5 評議員(任期4年、定款で6年まで伸長可)、評議員会、理事会、監事(任期4年、定款で2年まで短縮可)は必置。</p> <p>6 評議員の選解任方法は、定款で定める(理事、理事会による選解任の定めは不可)。</p> <p>7 評議員会は、法律、定款で定める事項に限り決議。</p> <p>8 理事等は、評議員会の決議によって選任。</p>
<p>9 理事会は、業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職をする。重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。</p> <p>10 代表理事又は業務を執行する理事は3ヶ月に1回以上(定款で毎事業年度に2回以上とすることができる)、理事会に自己の職務の執行の状況を報告。</p> <p>11 会計監査人(任期1年)を置くことができる(負債200億円以上の法人(大規模法人)は必置)。</p> <p>12 理事、監事、会計監査人はいずれも再任可(評議員も同じ)。</p>	<p>9 理事会は、業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職をする。重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。</p> <p>10 代表理事又は業務を執行する理事は3ヶ月に1回以上(定款で毎事業年度に2回以上とすることができる)、理事会に自己の職務の執行の状況を報告。</p> <p>11 会計監査人(任期1年)を置くことができる(負債200億円以上の法人(大規模法人)は必置)。</p> <p>12 理事、監事、会計監査人はいずれも再任可(評議員も同じ)。</p>
<p><b>&lt;その他&gt;</b></p> <p>13 事業年度毎の計算書類、事業報告等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による社員、評議員及び債権者への開示が必要。</p> <p>14 貸借対照表(大規模法人は貸借対照表及び損益計算書)の公告(インターネットも可)が必要。</p> <p>15 一般社団法人、一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との間の合併が可能。</p> <p>16 休眠法人の整理、裁判所による解散命令の制度あり。</p>	<p><b>&lt;その他&gt;</b></p> <p>17 目的、評議員の選解任方法についての定款の変更には制限あり。</p> <p>18 二期連続して純資産額が300万円未満となった場合は解散。</p>
<p>17 定款で基金制度の採用が可能。</p> <p>18 社員による役員への責任追及の訴えが可能。</p>	<p>17 目的、評議員の選解任方法についての定款の変更には制限あり。</p> <p>18 二期連続して純資産額が300万円未満となった場合は解散。</p>

(出典) 行政改革推進本部事務局『公益法人制度改革の概要』  
p 3を一部加工。

## 公益社団法人・公益財団法人の概要

一般社団法人・一般財団法人のうち、公益目的事業（※）を行うことを主たる目的としている法人は、申請して、公益社団法人・公益財団法人の認定を受けることができます。

（※）学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの。



（出典）行政改革推進本部事務局『公益法人制度改革の概要』p 4を一部加工。



## 公益認定の基準等

### ○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抄）

#### （公益認定）

第四条 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。

#### （公益認定の基準）

第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

- 一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。
- 二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- 四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。
- 五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であつて、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。
- 六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。
- 七 公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 八 その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。
- 九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。
- 十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 十一 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 十二 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。
- 十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。
- 十四 一般社団法人にあつては、次のいずれにも該当するものであること。
  - イ 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。
  - ロ 社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。

(1) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。

(2) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。

ハ 理事会を置いているものであること。

十五 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

十六 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ヘ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

十八 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

#### （公益目的事業比率）

**第十五条** 公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率（第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。）が百分の五十以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

一 公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

二 収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

三 当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

#### （遊休財産額の保有の制限）

**第十六条** 公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額（その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。

2 前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。

## 公益目的事業について

### 《公益認定法第2条第4号》

「公益目的事業」とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

#### 別表（第二条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

### (参考)「特定非営利活動」

#### 《特定非営利活動促進法第2条第1項》

「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

#### 別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害救援活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 九 国際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十一 子どもの健全育成を図る活動
- 十二 情報化社会の発展を図る活動
- 十三 科学技術の振興を図る活動
- 十四 経済活動の活性化を図る活動
- 十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十六 消費者の保護を図る活動
- 十七 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

## 法人数等の状況

区 分 Type	法人数 Number of corporations	所 得 金 額 Amount of income					
		利 益 Profit		欠 損 Loss			
		事業年度数 Number of accounting periods	金 額 Amount of profit	事業年度数 Number of accounting periods	金 額 Amount of loss		
	社 Number		百万円 Million yen		百万円 Million yen		
内 国 法 人 Domestic corporation	普通法人 Ordinary corporation	会社等 うち 特定目的会社	2,786,620	807,375	40,207,210	2,009,598	19,671,267
		企業組合	685	348	1,779	492	20,307
		相互会社	1,981	556	2,209	1,463	2,751
		医療法人	6	5	887,144	1	-
		中間法人	40,168	23,704	833,637	16,631	125,850
		小計	1,916	367	1,746	1,594	2,769
		人格のない社団等	2,830,691	832,007	41,931,945	2,029,287	19,802,637
		協同組合等 Cooperative association, etc.	13,029	6,135	13,601	7,110	14,707
		農業協同組合及び同連合会	3,555	1,890	474,493	1,713	88,919
		消費生活協同組合及び同連合会	760	435	67,605	334	6,755
		中小企業協同組合(企業組合を除く。)	19,396	10,857	62,090	8,877	37,624
		漁業生産組合、漁業協同組合及び同連合会	2,532	1,155	11,402	1,441	17,285
		森林組合及び同連合会	3,541	1,507	5,981	2,090	4,353
	その他	21,235	10,677	582,934	10,899	122,275	
	小計	51,019	26,521	1,204,505	25,354	277,212	
	公益法人等	38,511	17,873	258,280	20,811	250,326	
外 国 法 人 Foreign corporation	5,909	1,485	636,147	4,553	107,305		
小 計	2,939,159	884,021	44,044,478	2,087,115	20,452,187		
連 結 法 人 Associated corporation	424	161	1,620,463	273	947,777		
合 計	2,939,583	884,182	45,664,941	2,087,388	21,399,964		

(出典) 国税庁統計年報(平成17年分)

(調査対象等)

平成17年2月1日から平成18年1月31日までの間に終了した事業年度分について、平成18年6月30日現在で作成したものである。

宗教法人の申告状況（上位 15 法人）

法人名	所得金額
(宗) 創価学会	16,558 百万円
(宗) 東郷神社	1,282
(宗) 月窓寺	454
(宗) 霊波之光教会	441
(宗) 浅草寺	435
(宗) 蓮乗寺	353
(宗) 顕正会	332
(宗) 日枝神社	255
(宗) 日本基督教団三崎町教会	243
(宗) 光専寺	239
(宗) 靖國神社	235
(宗) 真宗大谷派難波別院	228
(宗) 祐天寺	227
(宗) 修験四恩寺	191
(宗) 稲足神社	181

(出典) 『週間ダイヤモンド別冊 2006年7月1日号 法人申告所得  
ランキング』に基づき作成。

## 「新たな非営利法人制度に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」(概要)

[平成17年6月17日 税制調査会基礎問題小委員会・非営利法人課税WG]

### 背景(わが国経済社会の構造変化等)

- 少子高齢化の進展、右肩上がり経済の終焉、社会の多様化の進行といった構造変化が進む中、きめ細かな社会ニーズに対応し得る柔軟で厚みのある社会システムを再構築し、「民間が担う公共」の領域を拡充していくことが重要。
- 民間非営利部門をわが国の経済社会システムの中に積極的に位置づけ、国民が民間非営利活動に参加するためのインフラ整備のため「新たな非営利法人制度」の制度化を検討(公益法人制度改革)。
  - (注) 公益法人制度改革により制度化される新たな非営利法人制度
    - ・ 準則主義(登記)により設立できる一般的な非営利法人制度を創設
    - ・ 主務官庁制を抜本的に見直し、公益性判断を中立的に行えるよう、内閣に民間有識者からなる「第三者機関」を設置。その意見に基づき、一般的な非営利法人について公益性を判断する仕組みを創設
    - ・ 中間法人制度を廃止、NPO法人等引き続き存続
- 寄附文化を育み、「民」が「公共」の領域に深く関与するチャンネルを構築する必要。

### 基本的な考え方

- 公益法人制度改革を契機と、「あるべき税制」の一環として、「新たな非営利法人制度」とこれに関連する税制を整合的に再設計し、寄附金税制の抜本的改革を含め、「民間が担う公共」を支えるための税制の構築を目指す。(官から民へ)

### 非営利法人に対する課税のあり方等

- 「公益性を有する非営利法人」に対する課税
  - 「第三者機関」による適切な公益性判断や事後チェックの仕組みを前提に、「公益性を有する非営利法人」について、「第三者機関」による公益性の判断をもって法人税法上の公益法人等として取り扱う方向で検討。
  - その課税上の取扱いとしては公益事業課税(営利法人と競合関係にある事業のみに課税)とする方向で検討。
    - (注) 学校法人、社会福祉法人、宗教法人、NPO法人等の課税上の取扱いについては、当面現行どおりとする。
  - 公益性判断が取り消された場合、税制優遇措置により蓄積された財産に対する課税等を検討。
- 「公益性を有する非営利法人」以外の非営利法人に対する課税
  - 「専ら会員のための共益的活動を行う非営利法人」(例：同窓会)の場合、会員からの会費について非課税とする方向で検討。
  - 「公益性を有する非営利法人」でも「専ら会員のための共益的活動を行う非営利法人」でもない非営利法人は営利法人と同等の課税とする方向で検討。

## 公益法人等に共通する課税上の諸論点

- 公益法人等の課税対象所得の範囲（収益事業課税方式：現行 33 業種に限定）
  - 実態を踏まえ、収益事業の範囲を根本的に洗い直し、その範囲の拡大等を検討。
- 軽減税率及びみなし寄附金制度（税率：22%、みなし寄附金の損金算入枠：所得の 20%）
  - 課税の適正化等の観点から検討（税率については営利法人との格差縮小の方向で検討）。
- 利子・配当等の金融資産収益に対する課税
  - 実態等を十分踏まえつつ、適切な課税のあり方について検討。

## 寄附金税制のあり方

- 国税における寄附金税制
  - 寄附金優遇の対象法人の範囲等
    - 「第三者機関」の判断により「公益性を有する非営利法人」とされれば、税制上、基本的に寄附金優遇の対象法人として取り扱う方向で検討。
      - これに併せ、寄附金に関する事項についての情報公開の仕組みや、寄附金の使途の適正性の確保や寄附金税制の不正利用防止のための仕組み等を検討。さらに公益性判断が取り消された場合の寄附金優遇の対象法人としての資格の取消し等の仕組みも検討。
    - 認定NPO法人の認定基準のあり方についてNPO法人の実態に即したものとなるよう検討。
    - 寄附金優遇の適用期間（現行原則 2 年）について、申請手続きの事務負担等に配慮し現行よりも長めに設定する方向で検討。
  - 寄附金控除等
    - 寄附金控除（所得税）：控除限度額（総所得の 30%）について拡充の余地があるか検討。適用下限額（現行 1 万円）について寄附金税制の充実の必要性の観点を踏まえ、そのあり方を検討。
    - 寄附金損金算入限度枠（法人税）：公益目的の寄附金に係る損金算入枠について拡充する方向で検討。他方、一般寄附金について、その利用実態を見極めつつ、縮小する方向で検討。
    - 相続財産の寄附に係る非課税措置：「第三者機関」による公益性の判断をもって非課税とできるよう制度を見直す方向で検討。
- 地方税（個人住民税）における寄附金税制
  - 地域に密着した非営利法人等については、地方公共団体が条例などにより独自に寄附金控除の仕組みを構築できるよう見直す方向で検討。適用下限額（現行 10 万円）についても、大幅に引き下げる方向で検討。

公益法人などの主な課税の取扱い

項 目	公益法人等	特定非営利 活動法人 (NPO法人)	中間法人	協同組合等	人格のない 社 団 等
課 税 対 象	収益事業 (33業種) により生じた所得に 限り課税	収益事業 (33業種) により生じた所得 に限り課税	すべての所得に対 して課税	すべての所得に対 して課税	収益事業 (33業種) により生じた所得 に限り課税
法 人 税 率	22%	30% 〔所得800万円 まで22%〕	30% 〔所得800万円 まで22%〕	22%	30% 〔所得800万円 まで22%〕
寄 附 金 枠	所得金額の20% 〔学校法人、社会福祉 法人、更生保護法人 は所得の50%又は 年200万円のいずれ か多い金額〕	所得金額の2.5% 〔認定NPO法人 は所得金額の 20%〕	所得金額の2.5%	(資本金等の額の 0.25% + 所得金額 の2.5%) × 1/2	所得金額の25%
みなし寄附金	収益事業部門から非 収益事業部門への資 産の振替えを寄附金 とみなす	— 〔認定NPO法人 は公益法人等と 同じ〕	—	—	—

(出典) 財務省資料 (<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/251.htm>)



## 収益事業の範囲

収	益	事	業
1. 物品販売業	12. 出版業	25. 美容業	
2. 不動産販売業	13. 写真業	26. 興行業	
3. 金銭貸付業	14. 席貸業	27. 遊技所業	
4. 物品貸付業	15. 旅館業	28. 遊覧所業	
5. 不動産貸付業	16. 料理店業その他の飲食店業	29. 医療保健業	
6. 製造業 (電気、ガス又は熱の供給業及び 物品の加工修理業を含む。)	17. 周旋業	30. 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、 生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、 デザイン（レタリングを含む。）、自動車操縦又は一定の船舶操縦 (技芸)の教授を行う事業又は入試、補習のための学力の教授若し くは公開模擬学力試験を行う事業	
7. 通信業	18. 代理業	31. 駐車場業	
8. 運送業	19. 仲立業	32. 信用保証業	
9. 倉庫業	20. 問屋業	33. 無体財産権の提供等を行う事業	
10. 請負業	21. 鋳業		
11. 印刷業	22. 土石採取業		
	23. 浴場業		
	24. 理容業		

上記の収益事業のうち、その業務が法律の規定に基づいて行われる等特に公共・公益的な一定の事業は収益事業から除外している。

- (備考) 1. 次に掲げる事業は、事業の種類を問わず収益事業から除外している。技芸教授業
- ① 身体障害者及び生活保護者等が従業員の2分の1以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの。
  - ② 母子福祉資金の貸付けの対象となる母子福祉団体が行う事業で、母子福祉資金等の貸付期間内に行われるもの及び公共的施設内において行われるもの。
  - ③ 保険契約者保護機構が、破綻保険会社の保険契約の引受け及びその引受けに係る保険契約の管理等の業務として行うもの。
2. 収益事業の範囲については、順次その拡大が行われてきているが、昭和25年度税制改正以降追加された収益事業は右のとおりである。

年度	追 加 事 業
32	不動産貸付業、医療保健業、技芸教授業
33	美容業
40	不動産販売業
43	駐車場業
51	信用保証業
53	公開模擬学力試験を行う事業
56	技芸教授業（着物着付け、船舶の操縦の追加） 旅館業及び不動産貸付業（範囲拡充）
59	無体財産権の提供等を行う事業 席貸業（範囲拡充） 技芸教授業等（絵画、書道、写真、工芸、デザインの追加。入試等のための学力の教授の追加）

(出典) 平成16年10月26日開催・政府税制調査会第18回総会資料

### 公益活動等に対する寄附金に関する税制の概要

寄附金の区分 寄付をした者の 税制上の 取扱い	国・地方公共団体 に対する寄附金  〔・ 公立高校 ・ 公立図書館 など〕	指定寄附金  〔・ 国宝の修復 ・ オリンピックの開催 ・ 赤い羽根募金 ・ 私立学校の教育研究等 ・ 国立大学法人の教育研究等 など〕	特定公益増進法人 に対する寄附金  〔・ 日本赤十字社などの特殊法人 ・ 民法34条法人のうち科学技術 の試験研究や学生に対する学 資の支給を行うもの ・ 学校法人 ・ 社会福祉法人 など〕	認定NPO法人 に対する寄附金  〔 特定非営利活動を行う 法人(NPO法人)のう ち一定の要件を満たす ものとして国税庁長官 の認定を受けたもの 〕
所得 税	「寄附金(※) - 5千円」を所得から控除 ※ 総所得の40%を限度			
法 人 税	全額損金算入		一般の寄附金(注)とは別に、以下を限度として損金算入 (所得金額の2.5%+資本金等の額の0.25%) × 1/2	
相 続 税	国、一定の公益法人、認定NPO法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税			

- (注) 1. 一般の寄附金とは、法人の支出する寄附金のうち、国等に対する寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金以外のもので (所得金額の2.5%+資本金等の額の0.25%) × 1/2を限度として損金算入される。
2. 個人が法人に対して土地等の資産を贈与した場合には、通常、資産の譲渡があったものとみなして所得税が課税されるが、公益の増進に著しく寄与する公益法人等に対する贈与等で、国税庁長官の承認を受けたものは非課税。
3. 公益法人、NPO法人に贈与又は遺贈した財産については、相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除いて相続税又は贈与税は課税されない。

(出典)財務省資料 (<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/217.htm>)

## 公益法人等の収支計算書の提出制度（措法 68 の 6）の概要

公益法人等は、収益事業を行っていることにより確定申告書を提出すべき場合を除き、当該事業年度の収支計算書を、原則として事業年度終了の日の翌日から 4 月以内に、その主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされている（措法 68 の 6）。

この制度の対象となる法人は、法人税法第 2 条第 6 号に規定する公益法人等であるが、次に掲げる法人は除かれている。

- ① 法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人のうち次に掲げる法人
  - ・ 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた同項 に規定する地縁による団体
  - ・ 建物の区分所有等に関する法律第四十七条第二項に規定する管理組合法人
  - ・ 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八条に規定する法人である政党又は政治団体
  - ・ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百三十三条第一項に規定する防災街区整備事業組合
  - ・ マンションの建替えの円滑化等に関する法律第五条第一項に規定するマンション建替組合
- ② 年間の収入金額（資産の売却による収入で臨時的なものを除きます。）の合計額が 8,000 万円以下の小規模な法人

(参考) 制度創設の趣旨等

『平成 8 年 改正税法のすべて』(抄)

### (1) 制度創設の背景

現行の法人税法では、公益法人等が収益事業を営む場合にのみ法人税の納税義務があることとされています（法法 4①②）。

そして、収益事業を開始した場合には収益事業の開始届出書を提出し（法法 150①）、確定申告書を提出することとされています（法法 74①）。この場合、確定申告書には貸借対照表及び損益計算書を収益事業に係るものだけでなく、非収益事業に係るものを含め添付することとされています（法法 74②）。

他方、収益事業を営んでいない公益法人等は、確定申告書の提出が不要とされていますが、近年、増加傾向にある公益法人等に対する収益事業課税の適正化の観点から、今回、収益事業を営んでいない公益法人等に対して、税法上、収支計算書の提出を求めることとされました。

なお、小規模な法人の事務負担に配慮し、年間収入 5,000 万円以下の小規模な法人については収支計算書の提出を要しないこととされています。

『平成 9 年 改正税法のすべて』(抄)

### 2 改正の内容

上記 1 ②の収支計算書の提出を要しない小規模な法人の範囲が、年間収入 8,000 万円以下（改正前：5,000 万円以下）の法人とされました（措令 39 の 37②）。

本制度は、平成8年度の税制改正において、公益法人等の収益事業に対する課税の適正化の観点から導入されたもの（平9.1.1以後に開始する事業年度から適用）です。今回の改正は、公益法人等の約7割が宗教法人である状況下で、宗教法人法の改正により新たに収支報告書の提出義務が課された宗教法人について、事務負担への配慮という同様の趣旨でその作成（提出）が免除される小規模法人の範囲が年間収入8,000万円以下の法人と定められたこと等が勘案されたものです。

○宗教法人法（昭和二十六年四月三日法律第二百二十六号）（抄）

（財産目録等の作成、備付け、閲覧及び提出）

第二十五条 宗教法人は、その設立（合併に因る設立を含む。）の時に財産目録を、毎会計年度終了後三月以内に財産目録及び収支計算書を作成しなければならない。

2 宗教法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- 一 規則及び認証書
- 二 役員名簿
- 三 財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表
- 四 境内建物（財産目録に記載されているものを除く。）に関する書類
- 五 責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿
- 六 第六条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類

3 省 略

4 宗教法人は、毎会計年度終了後四月以内に、第二項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

5 省 略

附 則

23 当分の間、宗教法人は、第六条第二項の規定による公益事業以外の事業を行わない場合であつて、その一会計年度の収入の額が寡少である額として文部大臣が定める額の範囲内にあるときは、第二十五条第一項の規定にかかわらず、当該会計年度に係る収支計算書を作成しないことができる。

**諸外国の非営利法人制度及び税制上の優遇措置の概要(未定稿)**

(2005年1月現在)

		アメリカ(注1)	イギリス(注2)	ドイツ(注3)	フランス(注4)
非営利法人	形態	非営利公益法人、非営利共益法人 非営利宗教法人 等	保証有限会社 等	登録社団、財団 等	届出非営利社団、公益社団 公益財団
	根拠法	州法(カリフォルニア州法人法典)	会社法等	民法等	非営利社団契約に関する1901年7月1日法等
	法人格の取得	準則主義	準則主義	・登録社団：準則主義 ・財 団：認可主義	・届出非営利社団：準則主義 ・公益社団：許可主義 ・公益財団：許可主義
非営利法人と非課税団体の関係		・非営利法人であるといっても直ちに非課税団体とされるわけではない。 ・税法に定める非課税団体に該当するものとしてIRSの承認を受けた場合、非課税となる。(教会等は承認不要)	・非営利法人であるといっても直ちに非課税団体とされるわけではない。 ・チャリティ委員会により登録チャリティとして認定を受けた場合、非課税となる。	・非営利法人であるといっても直ちに非課税団体とされるわけではない。 ・税法に定める非課税団体に該当するものとして税務署の承認を受けた場合、非課税となる。	・非営利法人であれば非課税資格が認められる。 ・税務署が事後的に非課税となる要件を満たすか否かを判断する。
団体の収入に係る課税上の取扱い		<非課税団体と認められた非営利団体> 関連事業：非課税 非関連事業：課税(税率35%、注5)  <その他の非営利団体> 課税(税率35%、注5)	<非課税団体と認められた非営利団体> 関連事業：非課税 非関連事業：一定額を超える場合、課税(税率30%、注5)  <その他の非営利団体> 課税(税率30%、注5)	<公益・慈善等を目的とする非課税団体と認められた団体> 関連事業：非課税 非関連事業：課税(税率25%、注5)  <その他の非課税と認められた非営利団体> 団体の類型により非課税となる範囲が異なる。  <その他の非営利団体> 課税(税率25%、注5)	<非課税団体と認められた非営利団体(≒非営利法人)> 非収益事業：非課税 収益事業：課税(税率33.33%、注5)

(備考)「非営利法人」の項目は、一般に非営利・公益目的とされる団体の類型を例として挙げたものであり、必ずしも各団において「非営利法人」という概念が法律上定められているわけではない。  
 (注1)アメリカでは、法人格の取得は州法により規定されているため、課税上の取扱いについては連邦税に係るものを記載しているが、非営利法人の法人格取得に係る規定については、カリフォルニア州の規定を例として挙げている。  
 (注2)イギリスについては、イングランド及びウェールズに関する制度について記載。公益目的のみに適用される法人形態がなく、会社法上の一類型である保証有限会社等を利用して公益目的の活動が行われていることから、非営利法人の一例として保証有限会社を掲げている。また、チャリティ委員会は、1960年チャリティ法により設置され、現在は1993年チャリティ法に設置根拠を持つ政府機関である。  
 (注3)ドイツにおける税務署は、連邦財務省と州財務省の共通の管轄において共有税や州税等の徴収を行う執行機関である。非課税団体・寄附金優遇団体の認定においては、連邦の定めた基準に基づいて審査を実施する。なお、ドイツにおける政党は非課税団体であるが、政党に対する寄附については特殊な扱いとなっており、個人による政党に対する寄附について一定額の控除が認められる一方、法人による寄附については控除できない。  
 (注4)フランスにおける税務署は、国の管轄に属する。なお、フランスにおいては非課税団体・寄附金優遇団体に係る事前の認定手続は無いが、申告等の段階において事後的に税務署が資格の有無を判断する。  
 (注5)税率は、法人税の表面税率(国税)について記している。

諸外国における非課税団体の認定要件(未定稿)

(2005年1月現在)

	アメリカ	イギリス (イングランド・ウェールズ)	ドイツ	フランス
認定機関	内国歳入庁	チャリティ委員会(注1)	税務署(注2)	税務署(注3)
認定要件等	<p>内国歳入法第501条(o)等により限定列挙される免税団体に該当する場合、非課税となる。(一部の団体を除き、内国歳入庁が、定款その他申請書類に基づき、承認する。)</p> <p>内国歳入法に限定列挙される非課税団体の例は以下の通り。</p> <p>① 宗教、慈善、教育等を目的とする団体 (§ 501(c)(3)団体)</p> <p>② 市民連盟(Civic leagues)、従業員地域組合(Local association of employees)等 (§ 501(c)(4)団体)</p> <p>③ 同業者団体、商工会議所等 (§ 501(c)(6)団体)</p> <p>④ 親睦団体(Social clubs) (§ 501(c)(7)団体)</p> <p>⑤ 友愛団体(Fraternal beneficiary societies) (§ 501(c)(8)団体)</p> <p>等</p>	<p>チャリティ委員会が下記の要件に基づき判断し、登録チャリティとして認定された場合、非課税となる。(一部登録を要しない場合有り)</p> <p>&lt; 目的一判例法により確立 &gt;</p> <p>① 貧困の救済、教育の振興、宗教の振興、その他社会に有益な目的のうち1つに該当すること</p> <p>② 他の者に対して援助等を提供するものであること</p> <p>③ 特定の個人を対象としたものでないこと</p> <p>④ 人類にとって有害なものでないこと</p> <p>⑤ 違法なものでないこと</p> <p>⑥ 政治的なものでないこと 等</p> <p>&lt; その他 &gt;</p> <p>⑦ 独立した組織であること</p> <p>⑧ 一般の人々に対する便益が会員に対する便益よりも優位性を有すること</p> <p>⑨ 援助対象又は会員資格に条件を課さないこと</p> <p>⑩ 残余財産の分配不可 等</p>	<p>法人税法第5条1項に限定列挙される免税団体に該当する場合、非課税となる。</p> <p>法人税法に限定列挙される非課税団体の例は以下の通り。(元来非課税となり、認定を要しない団体(連邦銀行等)を除く)</p> <p>① 年金基金、健康保健基金等</p> <p>② 職業組合等</p> <p>③ 公益、慈善もしくは宗教を目的とする団体</p> <p>④ 政党</p> <p>等</p>	<p>非営利目的の団体は非課税となる。</p> <p>事前の認定手続無し。但し事後的に税務署が非営利要件に合致しているか否かを判断する。</p> <p>非営利の判断基準としては以下の3つの要件を全て満たしていることが必要</p> <p>① 経営が非営利であること</p> <p>② 営利会社と競合しないこと、又は総合的に判断して営利会社に類していないこと</p> <p>③ 営利会社と特別の関係にないこと</p>

(注1) チャリティ委員会は、1960年チャリティ法により設置され、現在は1993年チャリティ法に設置根拠を持つ政府機関である。

(注2) ドイツにおける税務署は、連邦財務省と州財務省の共通の管轄において共有税や州税等の徴収を行う執行機関である。非課税団体の認定においては、連邦の定めた基準に基づいて審査を実施する。

(注3) フランスにおける税務署は、国の管轄に属する。なお、フランスにおいては非課税団体に係る事前の認定手続は無いが、申告等の段階において事後的に税務署が資格の有無を判断する。



## アメリカの連邦非課税団体の例(未定稿)

IRC	非課税団体	認定要件
§ 501 (c)(3)	宗教、慈善、科学、文学、教育、国内外のアマチュアスポーツ振興、児童・動物虐待防止目的等の団体(慈善団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宗教、慈善、科学、公共安全試験、文学、教育、国内外のアマチュアスポーツ振興、児童・動物虐待防止を目的とすること</li> <li>・ 利益を出資者や個人に分配しないこと</li> <li>・ 残余財産を社員、出資者に分配しないこと</li> <li>・ 過度なロビー活動や、政治活動に関与しないこと</li> </ul>
(c)(4)	市民連盟(Civic leagues)、従業員地域組合(Local association of employees)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営利目的ではなく、社会福祉の促進を目的として運営すること(市民連盟)</li> <li>・ 会員が特定の自治体の職員に限られ、団体の利益が慈善、教育、レクリエーション目的に使われること(従業員地域組合)</li> <li>・ 利益を出資者や個人に分配しないこと</li> </ul>
(c)(5)	労働組合、農業団体、園芸団体(Labor, agricultural, or horticultural organizations)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働条件の改善、製品の品質改善、作業能率の向上等を目的とすること</li> <li>・ 利益を会員に分配しないこと</li> </ul>
(c)(6)	同業者団体、商工会議所、不動産委員会、アメリカン・フットボール・リーグ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通の事業利益を持ち、その促進を目的とすること</li> <li>・ 営利のための継続的な事業に従事していないこと</li> <li>・ 利益を出資者や個人に分配しないこと</li> </ul>
(c)(7)	親睦団体(Social clubs)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 娯楽、レクリエーション等を目的として運営すること</li> <li>・ 利益を出資者に分配しないこと</li> <li>・ 収入は会費、分担金等に限ること(但し、会員からの施設利用費等による収入は認められる)</li> </ul>
(c)(8)	友愛団体(Fraternal beneficiary societies)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロッジ・システム(支部方式)で運営している又はロッジ・システムに属する会員の利益のために運営していること</li> <li>・ 会員やその扶養家族等に対する、死亡・病気・事故等の支払いに備えていること。また、そのための確立した仕組みを持つこと</li> </ul>
(c)(9)	任意参加の従業員共済組合(Voluntary employees' beneficiary associations)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 任意参加であり、会員の 90%以上が従業員であること</li> <li>・ 会員やその扶養家族等に対する、死亡・病気・事故等の支払いに備えていること。また、そのための確立した仕組みを持つこと</li> <li>・ (死亡・病気・事故等による支払いを除き)利益を出資者や個人に分配しないこと</li> </ul>

(注)認定要件は、内国歳入法典(IRC)及び内国歳入法規則(法的効力を有するFinal Regulation)に基づき作成。要件は、主なものを記載しており、網羅的でないことに留意が必要。

各国の寄附金に関する税制の概要

未定稿

(2005 年 1 月現在)

区分	寄附金の種類	優遇 団体数	税制上の取扱い	
			所得税(個人)	法人税
アメリカ	公益目的の寄附金 宗教、慈善、教育等を目的とする団体に対する寄附 特に公益性の強い団体に対する寄附金(連邦・州・地方政府等に対する公共の目的の寄附金も含む) その他の一定の公益団体に対する寄附金	964,418 (2003)	所得控除 (所得の 50%を限度)  所得控除 (所得の 30%を限度)	損金算入 (所得の 10%を限度)
イギリス (イングランド・ウェールズ)	公益目的の寄附金 チャリティに対する寄附金	188,452 (2003)	原則として、寄附に対応する納税額が、税務当局からチャリティに給付される。	損金算入(全額)
ドイツ	公益目的の寄附金 慈善、教会、宗教、学術目的及び特に奨励に値すると認められる公益目的の寄附金	不明	所得控除(以下のいずれか大きい金額) ①年間総売上高と賃金の合計の 0.2% ②所得の 5% (慈善目的、学術目的及び特に奨励に値すると認められる公益目的の寄附金については 10%)	個人に準ずる
フランス	公益目的の寄附金 一定の公益組織・公益社団・公益財団及び贈与の受け取りを認められた宗教団体又は慈善団体等に対する寄附金	不明	寄附金額の 66%につき税額控除 (課税所得の 20%を限度)	寄附金額の 60%につき税額控除 (年間売上高の 0.5%を限度)
日本	公益目的の寄附金 国又は地方公共団体に対する寄附金	411 (平成 15 年度指定数)	所得控除(次の額を限度) [その年中に支出した寄附金の合計額(所得の 30%相当額を限度)-1万円]	損金算入(全額)
	指定寄附金	21,140 (平成 16 年 4 月 1 日現在)		損金算入 (一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠により、同額までを限度)
	特定公益増進法人に対する寄附金	30 (平成 17 年 3 月末日現在)		
	一般の寄附金	—	—	損金算入(次の額を限度) [(資本等の金額×0.25%+所得金額×2.5%)×1/2]

(参考) アメリカの寄附先としては、宗教団体が 6 割(出所)平成 12 年度国民生活白書

(注 1) 日本以外には一般の寄附金は存在しない。

(注 2) 優遇団体数については、アメリカは内国歳入法第 501 条(c)(3)団体として申請されたものであり、イギリスはチャリティとして登録されたもの。

(注 3) アメリカでは、個人の約 7 割が概算控除を選択しており、その場合は寄附金控除等の項目別控除は適用されない。



(参考) 諸外国の非営利法人制度及び税制上の優遇措置の概要(未定稿)

(2005年1月現在)

		アメリカ(注1)	イギリス(注2)	ドイツ(注3)	フランス(注4)
非営利法人	形態	非営利公益法人、非営利共益法人 非営利宗教法人 等	保証有限会社 等	登録社団、財団 等	届出非営利社団、公益社団 公益財団
	根拠法	州法(カリフォルニア州法人法典)	会社法等	民法等	非営利社団契約に関する1901年7月1日法等
	法人格の取得	準則主義	準則主義	・登録社団: 準則主義 ・財 団: 認可主義	・届出非営利社団: 準則主義 ・公益社団: 許可主義 ・公益財団: 許可主義
非課税団体		・非営利法人であるとしても直ちに非課税団体とされるわけではない。 ・内国歳入法501条(c)等に定める非課税団体に該当するものとしてIRSの承認を受けた場合、非課税となる。(教会等は承認不要)	・非営利法人であるとしても直ちに非課税団体とされるわけではない。 ・チャリティ委員会により登録チャリティとして認定を受けた場合、非課税となる。	・非営利法人であるとしても直ちに非課税団体とされるわけではない。 ・法人税法5条1項に定める非課税団体に該当するものとして税務署の承認を受けた場合、非課税となる。	・非営利法人であれば非課税資格が認められる。 ・税務署が事後的に非課税となる要件を満たすか否かを判断する。
寄附金優遇団体		・非課税団体であるとしても直ちに寄附金優遇団体とされるわけではない。 ・下記に定める寄附金優遇団体に該当する非課税団体としてIRSの承認を受けた場合、団体に対する寄附が優遇される。	・非課税団体は寄附金優遇団体となる。 ・(下記に定める要件は非課税団体の要件と同じ)	・非課税団体であるとしても直ちに寄附金優遇団体とされるわけではない。 ・下記に定める寄附金優遇団体に該当する非課税団体として税務署の承認を受けた場合、団体に対する寄附が優遇される。	・非課税団体であるとしても直ちに寄附金優遇団体とされるわけではない。 ・下記に定める要件に該当する団体であれば、団体に対する寄附の優遇措置が認められる。 ・税務署が事後的に寄附金優遇団体となる要件を満たすか否かを判断する。
認定要件等		下記の内国歳入法170条(c)に定める要件を満たす団体であること。 ①連邦、州、地方政府等 ②501(c)(3)団体(公共安全試験団体を除く) ③共同墓地 等  このうち、代表的な団体である501(c)(3)団体は、さらに下記の要件を満たす団体として内国歳入庁に承認されること。  ①宗教、慈善、科学、文学、教育、国内・国際アマチュアスポーツ振興、児童・動物の虐待防止を目的とすること ②利益の分配を行わないこと ③残余財産を社員・出資者に分配しないこと ④過度なロビー活動を行わないこと ⑤政治活動に関与しないこと	下記の要件を満たす登録チャリティとしてチャリティ委員会に承認されること。  <目的一判例法により確立> ①貧困の救済、教育の振興、宗教の振興、その他社会に有益な目的のうち1つに該当すること ②他の者に対して援助等を提供するものであること ③特定の個人を対象としたものでないこと ④人類にとって有害なものでないこと ⑤違法なものでないこと ⑥政治的なものでないこと 等  <その他> ⑦独立した組織であること ⑧一般の人々に対する便益が会員に対する便益よりも優位性を有すること ⑨援助対象又は会員資格に条件を課さないこと ⑩残余財産の分配不可 等	下記の要件を満たす団体として税務署から承認されること。  ①公益、慈善、宗教目的のいずれかに該当すること ②残余財産は出資額を限度として構成員に帰属し、残りは団体の本来の目的のために使用されること ③団体財産を政党への直接的・間接的な支持に使用しないこと ④特定の者を優遇しないこと ⑤定款に記載された目的を排他的に、かつ、直接に行うこと ⑥租税優遇されるべき要件が備えられているか否かを定款に基づいて検討できる程度に定款の目的及び実現方法の記載が詳細であること	非課税団体(≠非営利法人)のうち、下記の要件のいずれかに該当する団体であること。(事後的に税務署が資格の有無を判断)  ①慈善、教育、科学、社会、人道、スポーツ、家族、文化的性格を有する公益的な団体・公益社団・公益財団であること ②美術品の価値増進、環境保全、文化交流等に貢献する公益的な団体・公益社団・公益財団であること ③寄付・遺贈の授受を許可された宗教・慈善団体であること

(備考)「非営利法人」の項目は、一般に非営利・公益目的とされる団体の類型を例として挙げたものであり、必ずしも各国において「非営利法人」という概念が法律上定められているわけではない。

(注1) アメリカでは、法人格の取得は州法により規定されているため、課税上の取扱いについては連邦税に係るものを記載しているが、非営利法人の法人格取得に係る規定については、カリフォルニア州の規定を例として挙げている。

(注2) イギリスについては、イングランド及びウェールズに関する制度について記載。公益目的のみに適用される法人形態がなく、会社法上の一類型である保証有限会社等を利用して公益目的の活動が行われていることから、非営利法人の一例として保証有限会社を掲げている。また、チャリティ委員会は、1960年チャリティ法により設置され、現在は1993年チャリティ法に設置根拠を持つ政府機関である。

(注3) ドイツにおける税務署は、連邦財務省と州財務省の共通の管轄において共有税や州税等の徴収を行う執行機関である。非課税団体・寄附金優遇団体の認定においては、連邦の定めた基準に基づいて審査を実施する。なお、ドイツにおける政党は非課税団体であるが、政党に対する寄附については特殊な扱いとなっており、個人による政党に対する寄附について一定額の控除が認められる一方、法人による寄附については控除できない。

(注4) フランスにおける税務署は、国の管轄に属する。なお、フランスにおいては非課税団体・寄附金優遇団体に係る事前の認定手続は無いが、申告等の段階において事後的に税務署が資格の有無を判断する。

寄附金(個人・法人)に関する日米の状況

未定稿

1. 寄附金総額推計

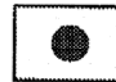
(2002年)

	日本	アメリカ
個人	2,189億円	22兆9,920億円
法人	5,092億円	1兆5,255億円
合計	7,281億円	24兆5,174億円

(出所)内閣府経済社会総合研究所「ESRI Discussion Paper Series No. 126」

2. 家計調査からみた寄附金の額(個人)

\*\*\* 家計毎の1年間の平均的な寄附の額 \*\*\*



2,936円  
 (上記の他、宗教団体への寄付等の額:19,912円)

(出所)総務省「家計調査年報(平成14年)」

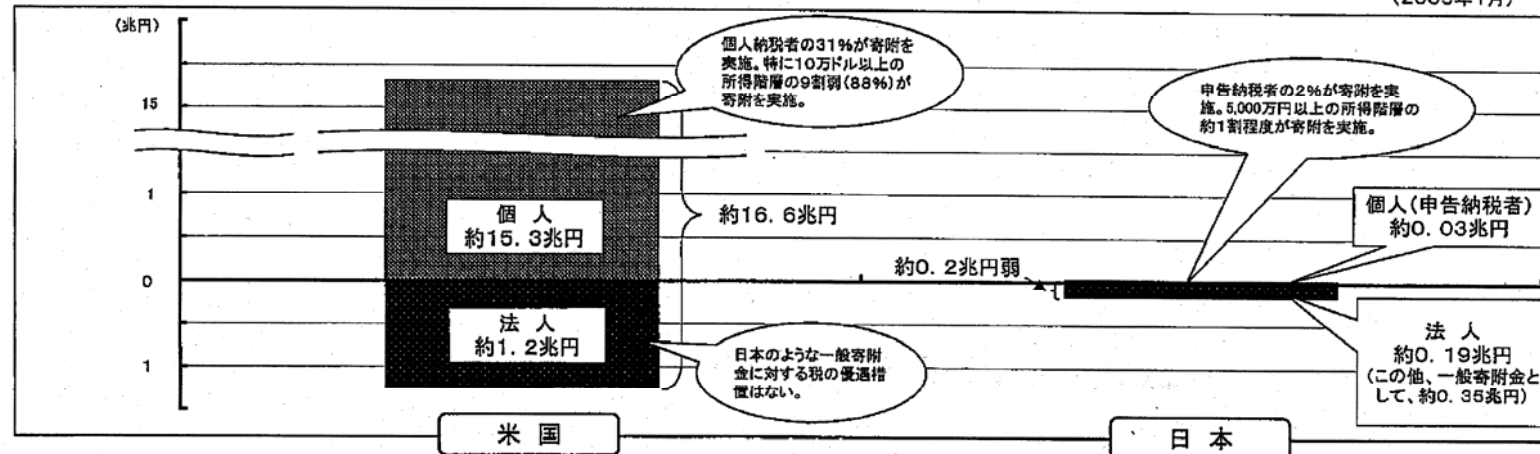


1,620ドル

(出所)Independent Sector財団(2001年)

3. 寄附金控除額

(2005年1月)



(注) 1ドル=109円(平成16年6月~11月の基準外国為替相場)  
 寄附金額は、個人及び法人の寄附金控除額である。なお、日本の個人の寄附金控除額は申告納税者の計算であり、還付申告者は含まれていない。  
 また、米国の寄附金控除額には、宗教団体への寄附金分も含まれている。  
 (出所) IRS(個人は2002年、法人は2001年)、国税庁(平成15年)

## 特殊法人等の役職員の給与等の水準(平成17年度)について

行政改革推進本部事務局においては、特殊法人等(20法人(注))の役職員の給与水準等について、各法人及び各府省の公表結果(平成17年度分(平成18年6月30日公表))を取りまとめ、公表している。

(注)沖縄振興開発金融公庫、総合研究開発機構、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、公営企業金融公庫、国民生活金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、日本銀行、放送大学学園、農林漁業金融公庫、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、農水産業協同組合貯金保険機構、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、住宅金融公庫、(財)日本船舶振興会

### (1)常勤役員の報酬の支給状況(平均)

- 各法人の平成17年度における常勤役員1人当たりの報酬の支給状況をみると、法人の長が22,764千円、理事が18,694千円、監事が14,864千円となっている。

	平均支給額(千円)
法人の長	22,764
理事	18,694
監事	14,864

### (2)常勤役員の退職手当の支給状況

- 業績勘案率(各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会が0.0から2.0の範囲で役員の業績に応じて決定する率(注2))の決定によって退職手当支給額の全額が確定し、平成17年度中にその全額が支払われた役員は41人で、総額約5.1億円が支給された。
- 業績勘案率は、「0.9」から「1.5」までであった。

	退職役員数	支給金額	平均在職期間	平均支給額	業績勘案率
法人の長	(人) 5	(千円) 146,149	8年1月	(千円) 29,230	1.0～1.5
理事	31	340,320	3年5月	10,978	0.9～1.5
監事	5	25,014	2年3月	5,003	1.0～1.5

(注1) 退職手当の支給額については、各法人における役員報酬・退職金の支給基準や役員の在職期間に応じて異なっている。

(注2) 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成15年12月9日閣議決定)により、役員の退職手当の支給率に関する見直し措置が講じられ、平成16年1月以降の在職期間については、支給率がそれ以前より引き下げられていることに加え、業績勘案率を乗じて支給額を計算することとされている。

資料1 役員の報酬

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参 考)	
		法人の長	理事 (1人当たり)	監事 (1人当たり)	役員数 (人)	職員数 (人)
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	23,456	16,372	—	5	224
	総合研究開発機構	23,254 <sup>(注4)</sup>	16,417	15,322	5	34
金融庁	預金保険機構	23,014	16,320	—	5	368
	銀行等保有株式取得機構	—	—	—	0	7
総務省	公営企業金融公庫	22,989	16,828	15,699	5	81
財務省	国民生活金融公庫	23,006	17,937	15,478	8	4,759
	国際協力銀行	24,758	19,500	—	10	869
	日本政策投資銀行	24,350	19,625	15,602	13	1,357
	日本銀行	36,398	25,592	15,861	18	4,962
文部科学省	放送大学学園	19,937	16,743	10,799	6	326
農林水産省	農林漁業金融公庫	22,944	16,986	15,501	8	916
	日本中央競馬会	23,415	18,314	16,399	13	1,910
	地方競馬全国協会	15,428	12,752	11,476	5	128
	農水産業協同組合貯金保険機構	17,048	14,968	—	2	20
経済産業省	中小企業金融公庫	22,944	17,364	15,497	11	2,109
	商工組合中央金庫	24,558	19,398	15,552	12	4,424
	日本自転車振興会	23,202	17,736	12,998	8	214
	日本小型自動車振興会	17,309	14,334	12,711	3	35
国土交通省	住宅金融公庫	21,825	17,411	15,640	9	1,096
	(財)日本船舶振興会	—	16,937	15,650	8	98
全法人平均		22,764	18,694	14,864		

- (注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成18年6月30日時点)を取りまとめたものである。  
 2 「年間報酬」には、諸手当を含む。  
 3 「理事」には、副理事長、理事長代理等を含む。(日本銀行においては、審議委員も含む。)  
 4 総合研究開発機構の「法人の長」の年間報酬については、常勤期間が1年に満たないため、年間の支給推計額を記載している。  
 5 「役員数」は、平成17年度末の常勤役員数である。  
 6 「職員数」は、平成17年度末の常勤職員数である。

資料2 役員の退職手当の支給状況

(1) 法人の長

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	28,076	6	1	平成17年5月31日	1.5
	総合研究開発機構	23,448	6	0	平成18年1月31日	1.0
文部科学省	放送大学学園	36,838	8	3	平成17年9月30日	1.0
経済産業省	日本自転車振興会	21,772	5	0	平成17年6月30日	1.5
国土交通省	(財)日本船舶振興会	36,015	15	0	平成17年6月30日	1.5
法人の長計		146,149				

(2) 理事(常勤)

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	20,675	6	0	平成17年5月2日	1.3
		4,175	2	0	平成17年3月31日	1.1
金融庁	預金保険機構	29,262	8	0	平成17年10月1日	1.4
		20,343	6	0	平成17年9月8日	1.4
総務省	公営企業金融公庫	7,041	3	1	平成17年7月14日	1.25
財務省	日本政策投資銀行	13,364	4	0	平成17年5月9日	1.5
		12,888	4	3	平成17年6月1日	1.5
		9,246	3	3	平成17年6月1日	1.5
		4,585	1	11	平成17年8月4日	1.5
	国際協力銀行	13,683	4	3	平成17年9月30日	1.5
		4,773	2	0	平成17年9月30日	1.5
	国民生活金融公庫	4,773	2	0	平成17年9月30日	1.5
		7,108	2	11	平成17年5月18日	1.3
	日本銀行	6,893	3	0	平成17年8月2日	1.3
		14,166	4	0	平成18年2月14日	1.5
	(審議委員)	44,979	7	0	平成17年4月7日	業績評価対象外
文部科学省	放送大学学園	6,534	3	0	平成17年6月23日	1.0
		3,366	2	0	平成17年8月1日	1.0
		13,496	5	0	平成17年12月31日	1.0
農林水産省	農林漁業金融公庫	9,265	3	2	平成17年8月28日	1.5
		593		3	平成17年11月13日	1.5
		4,345	2	0	平成17年3月31日	1.2
		12,387	4	3	平成17年6月30日	1.2
		2,323	1	5	平成17年8月1日	1.2
	日本中央競馬会	6,544	2	5	平成17年2月15日	1.5
経済産業省	中小企業金融公庫	1,230	1	0	平成17年6月30日	0.9
		22,700	5	0	平成17年6月26日	1.5
	商工組合中央金庫	18,000	4	7	平成17年3月10日	1.5
		9,500	3	1	平成17年3月10日	1.5
		9,500	3	1	平成17年3月10日	1.5
国土交通省	住宅金融公庫	2,583	1	2	平成16年7月31日	1.0
理事計		340,320				

公益法人における有給常勤役員の前年間の平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		法人数	有給常勤役員の前年間の平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	800万円未満	1,200万円未満	1,600万円未満	2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	3,710	1,479	369	936	509	306	91	20
	財団	3,131	1,279	316	435	465	417	201	18
都道府県所管	社団	9,082	6,328	1,425	1,086	206	25	2	10
	財団	9,495	6,073	1,250	1,369	561	154	41	47
合計		25,263	15,095	3,353	3,760	1,730	895	335	95
		全法人に占める割合(%)	59.8	13.3	14.9	6.8	3.5	1.3	0.4
		有給役員に占める割合(%)		33.0	37.0	17.0	8.8	3.3	0.9
前年合計		25,541	15,231	3,350	3,796	1,792	917	356	99
		全法人に占める割合(%)	59.6	13.1	14.9	7.0	3.6	1.4	0.4
		有給役員に占める割合(%)		32.5	36.8	17.4	8.9	3.5	1.0

(出典)総務省『平成18年度公益法人に関する年次報告』による。

(参考)

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」【平成8年9月20日閣議決定】

4 機関

公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 理事及び理事会

常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額にすぎないものとする。

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」【平成8年12月19日 関係閣僚会議幹事会申し合わせ】

(6) 理事の報酬

常勤の理事の報酬が、当該公益法人の資産、収支の状況からみてあまりに多額なると、公益法人として行うことの許されない利益配分と見られるおそれがあり、公益事業を圧迫する可能性もある。また、公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目指すものであるため、税制上の優遇を受けているものであり、そのような法人に属する理事の報酬が、社会的批判を受けるような高額なものであってはならない。したがって、常勤の理事の報酬の単価及びその合計額は、このような事態を招くような不当に高額又は多額なものであってはならない。

なお、非常勤理事に対して、旅費、日当等何らかの報酬が支払われる場合も同様である。



公益法人の内部留保額規模別法人数

所管官庁		法人数	内部留保額規模別法人数					内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)	
			1千万円以下	0円未満	100万円未満	1千万円未満	1億円未満			1億円以上
国所管	社団	3,710	164	126	234	1,071	1,503	612	387,615	104
	財団	3,131	254	78	170	516	1,176	937	-162,709	-52
都道府県 所管	社団	9,082	482	324	1,178	3,265	2,997	836	-18,608	-2
	財団	9,495	1,050	418	1,442	2,535	2,807	1,243	-427,485	-45
合計		25,263	1,940	939	2,975	7,344	8,457	3,608	-217,732	-9
		比率 (%)	7.7	3.7	11.8	29.1	33.5	14.3		
前年合計		25,541	2,024	949	3,026	7,609	8,453	3,480	-470,508	-18
		比率 (%)	7.9	3.7	11.8	29.8	33.1	13.6		

(出典)総務省「平成18年度公益法人に関する年次報告」による。

公益法人の内部留保の水準別法人数

所管官庁		法人数	内部留保の水準別法人数				
			0%未満	30%以下	100%未満	1000%未満	1000%以上
国所管	社団	3,710	279	2,099	1,065	252	15
	財団	3,131	319	1,506	854	394	58
都道府県 所管	社団	9,082	772	4,342	2,222	1,511	235
	財団	9,495	1,415	4,197	1,541	1,795	547
合計		25,263	2,768	12,050	5,664	3,928	853
		比率 (%)	11.0	47.7	22.4	15.5	3.4
前年合計		25,541	2,820	12,456	5,554	3,891	820
		比率 (%)	11.0	48.8	21.7	15.2	3.2

(出典)総務省「平成18年度公益法人に関する年次報告」による。

(参考)

**「公益法人の設立許可及び指導監督基準」【平成8年9月20日閣議決定】**

5 財務及び会計

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するために必要な確固として財政的基礎を有するとともに、適切に会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計については、以下の事項に適合させるよう適切に処理しなければならない。

(7) いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。

なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。

財団法人における基本財産

公益事業を実施するために有している基金

法人の運営に不可欠な固定資産

将来の特定の支払いに充てる引当資産等

負債相当額

**「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」【平成8年12月19日 関係閣僚会議幹事会申し合わせ】**

(2) ……公益法人は、その事業目的、非営利性等から税制上の優遇等が認められているものであり、有することができる「内部留保」についても、その規模は一定の範囲内にとどめるべきである。

公益法人の内部留保の水準としては、過去の収入の変動等を考慮しつつ、社会経済情勢の変化等が生じた場合であっても、当該法人が実施している公益事業を、当面支障なく実施できる程度にとどめることを目指すべきである。その水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資金運用等のための支出は含めない。)の合計額の30%程度以下であることが望ましい。



公益法人の本来の事業費割合別法人数

所管官庁		法人数	公益法人本来事業費の総支出に占める割合別法人数								50%以上 法人数合計
			0%未満	0%	25%未満	50%未満	75%未満	100%未満	100%	100%超	
国所管	社団	3,710	7	59	440	1,310	1,512	369	0	13	1,894
	財団	3,131	22	57	599	918	1,062	434	0	39	1,535
都道府県 所管	社団	9,082	16	465	2,307	2,677	1,978	1,610	3	26	3,617
	財団	9,495	52	751	2,717	2,165	1,976	1,730	11	93	3,810
合計		25,263	97	1,320	6,047	7,046	6,464	4,104	14	171	10,753
		比率 (%)	0.4	5.2	23.9	27.9	25.6	16.2	0.1	0.7	42.6
前年合計		25,541	85	1,263	6,088	7,153	6,519	4,254	21	158	10,952
		比率 (%)	0.3	4.9	23.8	28.0	25.5	16.7	0.1	0.6	42.9

(出典)総務省『平成18年度公益法人に関する年次報告』による。

公益法人の管理費の総支出に占める割合別法人数

所管官庁		法人数	管理費の総支出に占める割合別法人数								50%以下 法人数合計
			0%未満	0%	25%未満	50%未満	75%未満	100%未満	100%	100%超	
国所管	社団	3,710	8	23	2,043	1,446	128	53	0	9	3,520
	財団	3,131	21	55	2,433	526	71	15	1	9	3,035
都道府県 所管	社団	9,082	19	264	5,094	2,775	788	123	1	18	8,152
	財団	9,495	65	455	6,283	1,537	735	367	14	39	8,340
合計		25,263	113	797	15,752	6,235	1,718	557	16	75	22,897
		比率 (%)	0.4	3.2	62.4	24.7	6.8	2.2	0.1	0.3	90.6
前年合計		25,541	103	797	15,760	6,432	1,758	582	17	92	23,092
		比率 (%)	0.4	3.1	61.7	25.2	6.9	2.3	0.1	0.4	90.4

(出典)総務省『平成18年度公益法人に関する年次報告』による。

(参考)

**「公益法人の設立許可及び指導監督基準」〔平成8年9月20日閣議決定〕**

2. 事業

(1) 公益法人の事業(付随的に行う収益を目的とする事業を除く。)は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。

事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。

営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

5. 財務及び会計

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するに必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計については、以下の事項に適合させるよう適切に処理しなければならない。

(8) 管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

公益法人の年間収入額規模別法人数

所管官庁		法人数	内部留保額規模別法人数						年間収入 合計金額 (百万円)	年間収入 平均金額 (百万円)
			1千万円未満	5千万円未満	1億円未満	5億円未満	10億円未満	10億円以上		
国所管	社団	3,710	263	1,103	723	1,098	233	290	3,265,458	880
	財団	3,131	338	573	338	893	354	635	6,593,951	2,106
都道府県 所管	社団	9,082	2,195	2,911	1,059	2,097	404	416	2,342,871	258
	財団	9,495	2,632	1,919	1,025	2,129	678	1,112	6,088,895	641
合計		25,263	5,399	6,489	3,126	6,151	1,664	2,434	18,199,731	720
		比率 (%)	21.4	25.7	12.4	24.3	6.6	9.6		
前年合計		25,541	5,400	6,586	3,154	6,300	1,627	2,474	18,390,315	720
		比率 (%)	21.1	25.8	12.3	24.7	6.4	9.7		

(出典)総務省『平成18年度公益法人に関する年次報告』による。

公益法人の年間支出額規模別法人数

所管官庁		法人数	内部留保額規模別法人数						年間支出 合計金額 (百万円)	年間支出 平均金額 (百万円)
			1千万円未満	5千万円未満	1億円未満	5億円未満	10億円未満	10億円以上		
国所管	社団	3,710	259	1,103	717	1,107	233	291	3,263,183	880
	財団	3,131	316	604	323	900	346	642	6,443,529	2,058
都道府県 所管	社団	9,082	2,206	2,913	1,057	2,091	408	407	2,337,358	257
	財団	9,495	2,611	1,947	1,012	2,141	665	1,119	6,094,065	642
合計		25,263	5,362	6,550	3,090	6,173	1,648	2,440	18,048,021	714
		比率 (%)	21.2	25.9	12.2	24.4	6.5	9.7		
前年合計		25,541	5,389	6,629	3,142	6,294	1,608	2,479	18,350,758	718
		比率 (%)	21.1	26.0	12.3	24.6	6.3	9.7		

(出典)総務省『平成18年度公益法人に関する年次報告』による。

## 我が国における各種ピークル

平成 17 年 12 月 7 日開催  
金融審議会・金融分科会第一部会 参考資料

	株式会社	合名会社	合資会社	合同会社 (日本版 LLC)	有限責任中間 法人 <sup>1</sup>	民法上の組合	匿名組合	投資事業有限 責任組合 (日本版 LPS)	有責事業組合 (日本版 LLP)	信託
根拠法	商法(会社法)	商法(会社法)	商法(会社法)	会社法(会社法により導入)	中間法人法	民法	商法	投資事業有限責任組合契約に関する法律	有限責任事業組合契約に関する法律	信託法
数 <sup>2</sup>	2,469,933	5,939	32,746	—	1,880	—	—	541	52	—
善管注意義務	254 条 3 項、民法 644 条(会社法 330 条、民法 644 条)	68 条、民法 671 条、民法 644 条(会社法 593 条 1 項)	147 条、68 条、民法 671 条、民法 644 条(会社法 593 条 1 項)	会社法 593 条 1 項	43 条 1 項、民法 644 条	671 条、644 条	民法 671 条の類推適用、民法 644 条	16 条、民法 671 条、民法 644 条	56 条、民法 671 条、民法 644 条	20 条
忠実義務	254 条の 3、264 条、265 条(会社法 355 条、356 条、365 条)	会社法 593 条 2 項	会社法 593 条 2 項	会社法 593 条 2 項	利益相反取引の禁止(46 条)	—	—	—	—	22 条
分別管理義務	—	—	—	—	—	—	—	—	20 条 <sup>3</sup>	28 条
自己執行義務	—	—	—	—	—	—	—	—	13 条 2 項 <sup>4</sup>	26 条 <sup>5</sup>
契約締結・入社等に伴う説明義務	— <sup>6</sup>	—	—	—	—	—	—	3 条 2 項 <sup>7</sup>	4 条 <sup>8</sup>	—
構成員の求めに応じて説明を行う義務	237 条の 3(会社法 314 条)	68 条、民法 671 条、民法 645 条(会社法 593 条 3 項)	147 条、68 条、民法 671 条、民法 645 条(会社法 593 条 3 項)	会社法 593 条 3 項	38 条 1 項、商法 237 条の 3	671 条、645 条	(—) <sup>9</sup>	16 条、民法 671 条、民法 645 条	56 条、民法 671 条、民法 645 条	— <sup>10</sup>

<sup>1</sup> 有限責任中間法人については、基金拠出者ではなく社員に対する義務に係る規制をまとめている。有限責任中間法人の基金返還請求権は質金債権の一種であると考えられており、有限責任中間法人の基金拠出者に対する義務としては、基金返還義務(65 条)以外は中間法人法では特段規定されていない。

<sup>2</sup> 株式会社、合名会社、合資会社については、国税庁会社標本調査による(平成 16 年 6 月末現在)。有限責任中間法人については、法務省調査による(平成 17 年 7 月末現在)。有責事業組合については、経済産業省調査による(平成 17 年 8 月末現在)。投資事業有限責任組合については、経済産業省調査による(平成 17 年 3 月末現在)。

<sup>3</sup> 20 条は、一般的に分別管理義務を規定するのみであり、分別管理の具体的な方法については規定していない。

<sup>4</sup> 13 条 2 項により、各組合員は業務執行の一部のみを委任できることとされている。したがって、全ての組合員が一定の業務執行を自ら行う必要がある。

<sup>5</sup> 改正信託法の試案では、「信託目的に照らして相当な場合」には他人に信託事務の処理を委託することを認めることとし、自己執行義務を緩和する方向で検討がなされている(信託法改正要綱試案(案)第 22)。

<sup>6</sup> 設立時株主との関係では、70 条 1 項(創立総会参考書類の交付)、78 条(創立総会における発起人の説明義務)、93 条 3 項(創立総会における設立取締役の説明義務)など一定の説明義務が規定されている。

<sup>7</sup> 3 条 2 項は組合契約の重要な要素を組合契約書の絶対的記載事項としている。なお、組合契約書の作成義務は明示的に規定されていないが、8 条 2 項は組合契約書の備付けを無限責任社員の義務として規定しており、組合契約書の作成を前提としている。

<sup>8</sup> 4 条は組合契約書の作成義務を規定している。同条 3 項は組合契約の重要な要素を契約書の絶対的記載事項としている。

<sup>9</sup> 匿名組合の内部関係については民法の組合の規定が類推適用されると考えられている(田中誠二他「コンメンタール商行為法」p218)ことから、民法 671 条の類推適用により民法 645 条に基づく報告義務が認められる可能性はあるものと思われる。

<sup>10</sup> 改正信託法の試案では、受益者等が受託者に説明を求める権利を新たに規定する方向で検討がなされている(信託法改正要綱試案(案)第 23 の 3)。

	株式会社	合名会社	合資会社	合同会社 (日本版 LLC)	有限責任中間 法人	民法上の組合	匿名組合	投資事業有限 責任組合 (日本版 LPS)	有責事業組合 (日本版 LLP)	信託
定期的に業務 の状況につ いて説明を行 う義務	計算書類の報 告・承認・公 告(283条:会 社法437条~ 440条)	-	-	-	計算書類の報 告・承認(59 条2項)	-	-	-	会計帳簿の交 付(29条3項) <sup>11</sup>	- <sup>12</sup>
一定の重要事 項についての 報告義務	・監査役等の 報告義務275 条(会社法375 条、384条 <sup>13</sup> ) ・取締役の報 告義務(会社 法357条)	-	-	-	監事の報告義 務(55条3項、 5項)	-	-	-	-	-
帳簿・計算書 類等の作成・ 保存義務	36条(会社法 432条、435条)	36条(会社法 615条、617条)	36条(会社法 615条、617条)	会社法615条、 617条	59条1項	-	-	8条1項、2項	29条、31条1 ~5項	39条
監視権、検査 役選任権、閲 覧請求権	・検査役選任 権(294条:会 社法358条) ・帳簿等閲覧 請求権(293条 の6第:会社 法433条) <sup>14</sup> ・議事録閲覧 請求権(260条 の4第6項: 会社法371条 2項 <sup>15</sup> )	・監視権(68 条、民法673 条:会社法592 条) ・計算書類閱 覧権(会社法 618条)	・監視権(147 条、68条、民 法673条:会 社法592条) ・計算書類閱 覧権(153条: 会社法618条) <sup>16</sup>	・監視権(会 社法592条) ・計算書類閱 覧権(会社法 618条)	・検査役選任 権(70条) ・計算書類閱 覧請求権(61 条2項) ・帳簿閲覧請 求権(69条) <sup>17</sup>	監視権(673 条)	計算書類閲覧 請求権(542 条、153条)	・監視権(16 条、民法673 条) ・帳簿等閲覧 権(8条3項)	・監視権(56 条、民法673 条) ・帳簿等閲覧 権(31条6項)	帳簿等閲覧請 求権(40条)

<sup>11</sup> 会計帳簿の具体的な交付方法は、有限責任事業組合契約に関する法律施行規則第4章において規定されている。

<sup>12</sup> 改正信託法の試案では、受託者が毎年1回信託財産の状況に関する書類を作成し、当該書類の内容について受益者に説明する義務を新たに規定する方向で検討がなされている(信託法改正要綱試案(案)第23の2)。

<sup>13</sup> 監査役による監査範囲を会計監査に限定している非公開会社については、監査役の報告義務(会社法384条)の適用は除外されている(会社法389条7項)。この点についての補完として、監査役による監査範囲を会計監査に限定している非公開会社では、株主による取締役会の召集請求権(会社法367条)などが認められている。

<sup>14</sup> 検査役選任権及び帳簿等閲覧請求権は、発行済み株式総数(議決権)の100分の3以上を保有する株主の少数株主権として規定されている。

<sup>15</sup> 260条の4第6項は、裁判所の許可を得た場合について、権利行使のための必要性が認められることを条件に、取締役会議事録の閲覧請求権を規定している。なお、会社法371条3項は、監査役設置会社または委員会設置会社以外の会社の株主に限り、営業時間内であればいつでも取締役会議事録を閲覧する権利を認めている。

<sup>16</sup> 現行法上は、有限責任社員については営業年度末の営業時間内に貸借対照表の閲覧を行う権利に限定されている(153条)のに対し、無限責任社員については一般的な監視権が認められている(147条、68条、民法673条)。なお、会社法ではこのような区別はなされていない。

<sup>17</sup> 検査役選任権及び帳簿等閲覧請求権は、議決権の10分の1以上を保有する社員の権利として規定されている。

	株式会社 <sup>18</sup>	合名会社	合資会社	合同会社 (日本版 LLC)	有限責任中間 法人 <sup>19</sup>	民法上の組合	匿名組合	投資事業有限 責任組合 (日本版 LPS)	有責事業組合 (日本版 LLP)	信託
その他書類の 開示 <sup>20</sup>	・定款、株主 名簿等の備置 (263条:会社 法31条、125 条等、231条、 252条、684条) ・計算書類等 の備置(282 条:会社法442 条)	-	-	-	・定款、社員 名簿等の備置 (68条) ・計算書類等 の備置(61条 1項)	-	-	8条	29条、31条	-
監査	・監査役によ る監査(281条 4項:会社法 436条) <sup>21</sup> ・会計監査人 の監査(商法 特例法2条: 会社法328条、 436条) <sup>22</sup>	-	-	-	監事による監 査のみ(60条)	-	-	公認会計士・ 監査法人によ る監査(8条2 項)	-	-
登記制度	188条(会社法 911条)	64条(会社法 912条)	149条(会社法 913条)	会社法914条	19条	-	-	17条	57条	-

<sup>18</sup> 総会召集請求権及び取締役解任請求権につき発行済み株式総数(議決権)の100分の3以上、株主提案権につき同100分の1以上を保有する株主の少数株主権として規定されている。また、総会召集請求権、株主提案権、取締役解任請求権株主代表訴訟の訴権及び差止請求権については、6ヶ月前から引き続き株式を保有している株主の権利とされている。

<sup>19</sup> 総会召集請求権、理事解任請求権及び解散を求める訴えの訴権については、議決権の10分の1以上を保有する社員の権利として規定されている。

<sup>20</sup> 証券取引法上のディスクロージャー規制が別途適用される場合はある。

<sup>21</sup> 会社法の下では、取締役会設置会社及び会計監査人設置会社以外の会社は、監査役を設置しないことが可能である(会社法327条2項、3項)。

<sup>22</sup> 大会社については、会計監査人の設置が義務付けられている。

	株式会社	合名会社	合資会社	合同会社 (日本版 LLC)	有限責任中間 法人	民法上の組合	匿名組合	投資事業有限 責任組合 (日本版 LPS)	有責事業組合 (日本版 LLP)	信託
その他の権利 行使・救済手 段 <sup>23</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会召集請 求権 (237 条 : 会社法 297 条)</li> <li>・株主提案権 (232 条の 2 : 会社法 303 ~ 305 条)</li> <li>・差止請求権 (272 条 : 会社 法 360 条)</li> <li>・新株発行差 止請求権 (280 条の 10 : 会社 法 210 条)</li> <li>・取締役解任 請求権 (257 条 3 項 : 会社法 854 条)</li> <li>・その他各種 訴権 (247 条、 252 条、267 条、 280 の 15 : 会 社法 828 ~ 831 条、833 条 1 項、 847 条)</li> </ul>	各種訴権 (86 条、112 条、136 条 : 会社法 859 条、860 条、833 条 2 項、832 条)	各種訴権 (147 条、86 条、112 条、136 条 : 会 社法 859 条、 860 条、833 条 2 項、832 条)	各種訴権 (会 社法 859 条、 860 条、833 条 2 項、832 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会召集請 求権 (30 条)</li> <li>・理事解任請 求権 (42 条)</li> <li>・各種訴権 (38 条 2 項、3 項、 49 条、83 条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務執行組 合員の解任請 求権 (672 条 2 項)</li> <li>・除名請求権 (680 条)</li> <li>・解散請求権 (683 条)</li> </ul>	解除権 (539 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除名請求権 (16 条、民法 680 条)</li> <li>・解散請求権 (16 条、民法 683 条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除名請求権 (27 条)</li> <li>・解散請求権 (56 条、民法 683 条)</li> </ul>	受託者の解任 請求権 (47 条) <sup>24</sup>

<sup>23</sup> 一般私法上の権利救済（債務不履行、不正行為に基づく解除、損害賠償等の各種請求）については、別途請求が可能な場合がある。

<sup>24</sup> 改正信託法の試案では、受託者の損失でん補責任（信託法改正要綱試案（案）第 25）、受託者の違法行為についての差止請求権（信託法改正要綱試案（案）第 28）及び受託者の権限違反行為の取消権（信託法改正要綱試案（案）第 31）を新たに規定する方向で検討がなされている。

我が国における集団投資スキーム（ファンド）に対する規制

平成 17 年 12 月 7 日開催  
 金融審議会・金融分科会第一部会 参考資料

根拠法令 スキーム	投資信託及び投資法人に関する法律			資産流動化法		商品投資に係る事業の規制に関する法律		不動産特定共同事業法		
	投資信託		投資法人	SPC	SPT	商品投資契約		不動産特定共同事業契約		
	(委託者指図型)	(委託者非指図型)				(組合型)	(信託型)			
ビークルの組成についての規定	信託であって以下の要件を満たすもの。 ① 委託者の指図に基づいて主として有価証券、不動産その他法令で定める資産に対する投資として運用し、受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とすること (第2条第1項) ② 投資信託委託業者を委託者とし、信託会社等を委託者とする (第4条)	信託であって以下の要件を満たすもの。 ① 委託者が、一つの信託約款に基づき、複数の委託者との間に締結する信託契約により受け入れた金額を、合同して、委託者の指図に基づかず、主として不動産その他法令で定める資産に対する投資として運用することを目的とすること (第2条第2項) ② 信託会社等を委託者とする (第49条の2)	資産を主として有価証券、不動産その他法令で定める資産に対して投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された法人。 ① 設立企図人に投資信託委託業者が含まれていること (第66条) ② 最低出資総額（1億円以上） (第68条)	資産の流動化を行うことを目的として、この法律に基づき設立された法人。 ① 設立発起人の資格に関する規定はなし ② 最低特定資本金（10万円以上） (第19条)	信託であって以下の要件を満たすもの。 ① 資産の流動化を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設定されたこと ② 信託契約の締結時において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とすること (第2条第13項)	-	-	-		
ファンド自体の監督	ファンドの届出・監督	投資信託約款の届出 (第26条)	投資信託約款の届出 (第49条の4)	規約の届出 (第69条) 投資法人の登録 (第187条)	資産流動化計画の届出 (第3条)	資産流動化計画の届出 (第164条)	-	-	認可申請に係る不動産特定共同事業契約約款の添付 (第5条第2項)	
	資産管理	信託会社等を投資信託契約の委託者とする（信託財産として分別管理） (第4条)	分別運用義務 (第49条の7)	信託会社等、証券会社、等への資産の保管業務の委託 (第208条)	信託会社等に対する信託（不動産等、登記・登録制度がある資産についてはそれ以外の方法も可） (第144条)	信託会社等を特定目的信託契約の委託者とする（信託財産として分別管理） (第162条)	-	-	分別管理義務 (第27条)	
	運用者	投資信託委託業者	信託会社等	投資信託委託業者	- (注2)	- (注2)	商品投資顧問業者	-	-	不動産特定共同事業者
	受託者責任・利益相反防止	忠実義務・善管注意義務 (第14条)	忠実義務・善管注意義務 (第49条の8) 信託会社等の利益相反行為の禁止 (第49条の9)	忠実義務・善管注意義務 (第34条の2)	- (注2)	- (注2)	-	-	-	信託誠実義務 (第14条)
	ディスクロージャー	運用報告書の作成・交付 (第33条)	運用報告書の作成・交付 (第49条の11、第33条)	資産運用報告書等の作成・交付 (第129条、第131条)	営業報告書等 (第85条)	信託財産の管理及び運用に係る報告書等 (第203条)	顧客財産の運用の現状に関する報告書の交付 (第18条)	-	-	財産管理報告書の作成・交付 (第28条)
運用についての規制（注3）	投資信託委託業者 ・株式会社（認可） (第5条) ・最低資本金規制（5千万円） (第9条)	信託会社 ・株式会社（免許） (信託業法第3条) ・最低資本金・純資産額規制 (1億円) (信託業法第5条)	投資信託委託業者 ・株式会社（認可） (第6条) ・最低資本金規制（5千万円） (第9条)	-	-	商品投資顧問業者 ・株式会社（許可） (第30条) ・最低資本金規制（1億円、商品投資販売業者のみが相手方ならば、1千万円） (第32条)	-	-	不動産特定共同事業者 ・株式会社（認可） (第3条) ・最低資本金規制（1億円、契約の代理・媒介のみは2千万円） (第7条)	
販売・勧誘についての規制（注4）		証券会社 ・株式会社（登録） (証券取引法第28条) ・最低資本金（5千万円） (証券取引法第28条の4)				商品投資販売業者 ・法人（許可） (第3条) ・最低資本金規制（10億円、5億円、2千万円、1千万円） (第6条)	商品投資販売業者 ・法人（許可） (第3条) ・最低資本金規制（10億円、5億円、2千万円、1千万円） (第6条)		不動産特定共同事業者 ・法人（許可） (第3条) ・最低資本金規制（1億円、契約の代理・媒介のみは2千万円） (第7条)	

(注1) 民法や信託法等の一般法による規制は省略  
 (注2) 流動化のためのスキームであることから、運用は原則禁止  
 (注3) 運用行為への規制については「資産運用行為に関する措置の概要」を参照  
 (注4) 販売・勧誘行為への規制については「販売・勧誘行為に関する措置の概要」を参照



我が国における仕組み規制のないファンドの実態

平成17年12月7日開催  
金融審議会・金融分科会第一部会 参考資料

	ベンチャー ファンド	バイ・アウト ・ファンド	再生ファンド	地域再生ファンド	アクティビスト ファンド	ヘッジファンド	不動産ファンド	コンテンツ ファンド	通信設備ファンド
ファンド業 務の 概要	高成長が見込まれるベンチャー企業の未公開株式を数十%～50%程度取得し、創業期をサポートしてハンズオン支援を通じて企業価値を高め、IPO時の株式売却により利益獲得。	主として非上場会社の株式の過半数を取得、相当期間（3年から5年程度）経営に参画、生産性の低い部門等の切り離しや業務効率化、経営戦略の変更等により、企業価値を高めた上で株式売却により利益獲得。	事業自体では利益が出ているものの、過去の過剰な投資などにより過剰債務を抱え経営困難に陥っている企業に投資（株式取得・債権買収・融資等）し、財務面の改善を行うとともに、事業再構築等により、投資先企業を再生、株式の売却・債務の返済により利益獲得。	再生ファンドのうち、地域金融機関、地方公共団体、（独）中小企業基盤整備機構や日本政策投資銀行等が出資し、地域企業の再生のための資金を提供。	主として上場企業の株式を数%～数十%取得し、株主としての監督権を活用して、配当の増額や企業価値向上を通じた株価の上昇による売却益により利益獲得。	確立した定義があるわけではなく、投資対象や投資手法も千差万別であるが、一般に、①規制の緩やかな形式で設立し、比較的自由な投資行動を取り、②一定のリスクヘッジを行いながら、絶対的な収益を追求。	不動産（又は不動産信託受益権）を取得・開発し、賃料その他当該不動産からの収益を得ることにより、利益獲得。	一般に、映画やゲーム、アニメ等の製作のために事業を共に行わない者からの出資を受け、著作権等を受け、その事業収益を得ることにより利益獲得。	通信設備を取得し、そのリース料を得ることにより利益獲得。
法的形態 (注2)	国内外LPS 任意組合 匿名組合	国内外LPS 任意組合 匿名組合	国内外LPS 任意組合 匿名組合	国内外LPS 任意組合 匿名組合	国内外LPS 任意組合 匿名組合	海外LPS等	有限会社・匿名組合（YK=TK）	国内外LPS 匿名組合 信託	匿名組合
主要 投資家	機関投資家を中心だが、個人も一部参加。 最低投資金額は、数千円～1億円程度	機関投資家中心（個人は稀）。 最低投資金額は1億円以上（場合により10億円以上）。		地域金融機関等の機関投資家、公的機関等（個人はまらずなし）。		銀行・保険等金融機関、一部事業法人等の機関投資家	機関投資家中心。	関係事業者が中心だが、個人参加型もあり。最低投資金額は、数万円から。	主として個人。 最低投資金額は、100万円
その他	ファンド総額： 1.3兆円。 ファンド本数： 420ファンド (注3)。	ファンド総額： 1.1兆円 ファンド本数： 57（注4）	—	ファンド総額： 1900億円程度 と推計（17年時点）。	—	—	ファンド総額： 4.2兆円 (注5)	—	—

(注1) 経済産業省「経済成長に向けたファンドの役割と発展に関する研究会」資料（平成17年9月13日）等に基づき作成。

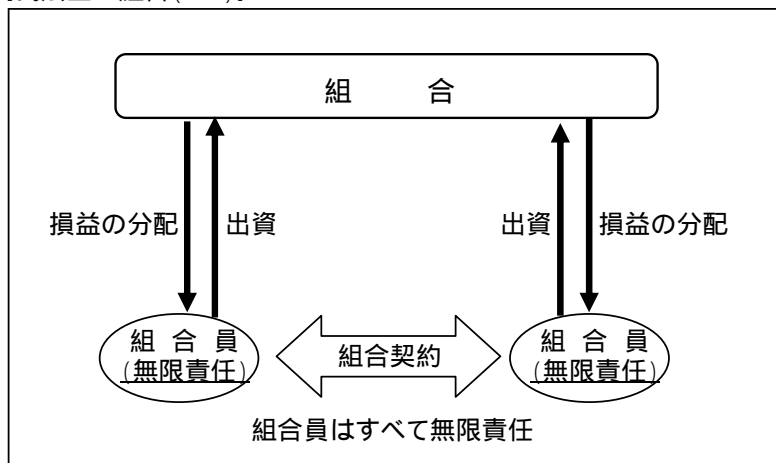
(注2) 国内LPSとは、投資事業有限責任組合契約法に基づく組合を指す。

(注3) 平成16年3月末時点。平成16年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査による。

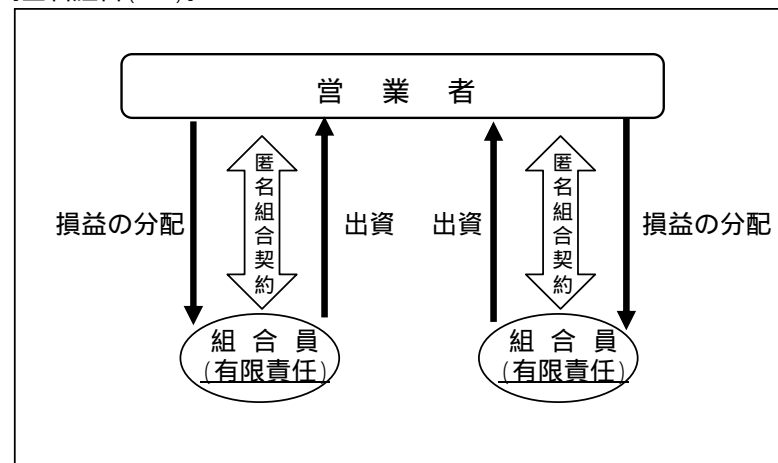
(注4) 平成9～16年前半までの累計。三菱総合研究所「日本バイアウトファンド 2004年7月」におけるデータを一部加工。

(注5) 平成16年度中に証券化された不動産資産額。国土交通省「不動産の証券化実態調査（平成17年6月）」による。

【民法上の組合(NK)】

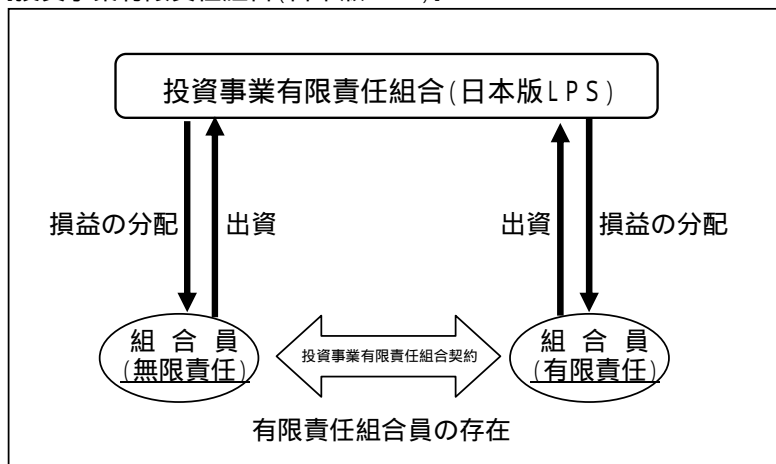


【匿名組合(TK)】

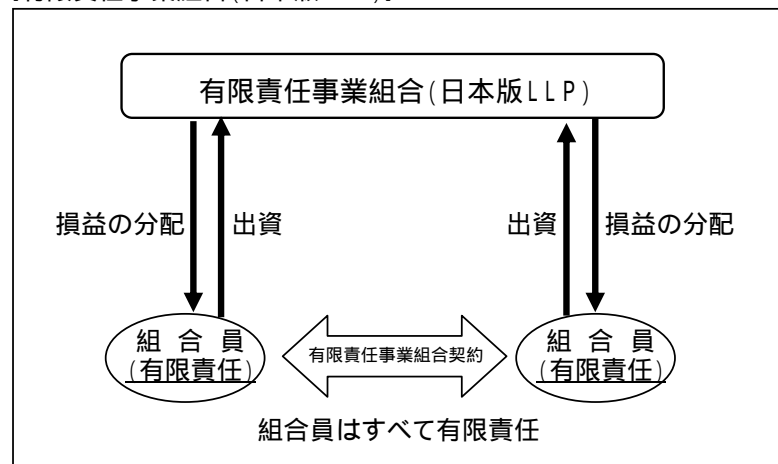


民法上の組合の特例

【投資事業有限責任組合(日本版LPS)】



【有限責任事業組合(日本版LLP)】



民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）（抄）

（組合契約）

第六百六十七条 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。

2 出資は、労務をその目的とすることができる。

（組合財産の共有）

第六百六十八条 各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属する。

（金銭出資の不履行の責任）

第六百六十九条 金銭を出資の目的とした場合において、組合員がその出資をすることを怠ったときは、その利息を支払うほか、損害の賠償をしなければならない。

（業務の執行の方法）

第六百七十条 組合の業務の執行は、組合員の過半数で決する。

2 前項の業務の執行は、組合契約でこれを委任した者（次項において「業務執行者」という。）が数人あるときは、その過半数で決する。

3 組合の常務は、前二項の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の組合員又は業務執行者が異議を述べたときは、この限りでない。

（委任の規定の準用）

第六百七十一条 第六百四十四条から第六百五十条までの規定は、組合の業務を執行する組合員について準用する。

（業務執行組合員の辞任及び解任）

第六百七十二条 組合契約で一人又は数人の組合員に業務の執行を委任したときは、その組合員は、正当な事由がなければ、辞任することができない。

2 前項の組合員は、正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致によって解任することができる。

（組合員の組合の業務及び財産状況に関する検査）

第六百七十三条 各組合員は、組合の業務を執行する権利を有しないときであっても、その業務及び組合財産の状況を検査することができる。

（組合員の損益分配の割合）

第六百七十四条 当事者が損益分配の割合を定めなかったときは、その割合は、各組合員の出資の価額に応じて定める。

2 利益又は損失についてのみ分配の割合を定めたときは、その割合は、利益及び損失に共通であるものと推定する。

（組合員に対する組合の債権者の権利の行使）

第六百七十五条 組合の債権者は、その債権の発生の際に組合員の損失分担の割合を知らなかったときは、各組合員に対して等しい割合でその権利を行使することができる。

（組合員の持分の処分及び組合財産の分割）

第六百七十六条 組合員は、組合財産についてその持分を処分したときは、その処分をもって組合及び組合と取引をした第三者に対抗することができない。

2 組合員は、清算前に組合財産の分割を求めることができない。

（組合の債務者による相殺の禁止）

第六百七十七条 組合の債務者は、その債務と組合員に対する債権とを相殺することができない。

（組合員の脱退）

第六百七十八条 組合契約で組合の存続期間を定めなかったとき、又はある組合員の終身の間組合が存続すべきことを定めたときは、各組合員は、いつでも脱退することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、組合に不利な時期に脱退することができない。

2 組合の存続期間を定めた場合であっても、各組合員は、やむを得ない事由があるときは、脱退することができる。

第六百七十九条 前条の場合のほか、組合員は、次に掲げる事由によって脱退する。

- 一 死亡
- 二 破産手続開始の決定を受けたこと。
- 三 後見開始の審判を受けたこと。
- 四 除名

(組合員の除名)

第六百八十条 組合員の除名は、正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致によってすることができる。ただし、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。

(脱退した組合員の持分の払戻し)

第六百八十一条 脱退した組合員と他の組合員との間の計算は、脱退の時における組合財産の状況に従ってしなければならない。

- 2 脱退した組合員の持分は、その出資の種類を問わず、金銭で払い戻すことができる。
- 3 脱退の時にまだ完了していない事項については、その完了後に計算をすることができる。

(組合の解散事由)

第六百八十二条 組合は、その目的である事業の成功又はその成功の不能によって解散する。

(組合の解散の請求)

第六百八十三条 やむを得ない事由があるときは、各組合員は、組合の解散を請求することができる。

(組合契約の解除の効力)

第六百八十四条 第六百二十条の規定は、組合契約について準用する。

(組合の清算及び清算人の選任)

第六百八十五条 組合が解散したときは、清算は、総組合員が共同して、又はその選任した清算人がこれをする。

- 2 清算人の選任は、総組合員の過半数で決する。

(清算人の業務の執行の方法)

第六百八十六条 第六百七十条の規定は、清算人が数人ある場合について準用する。

(組合員である清算人の辞任及び解任)

第六百八十七条 第六百七十二条の規定は、組合契約で組合員の中から清算人を選任した場合について準用する。

(清算人の職務及び権限並びに残余財産の分割方法)

第六百八十八条 第七十八条の規定は、清算人の職務及び権限について準用する。

- 2 残余財産は、各組合員の出資の価額に応じて分割する。

## 商法（明治三十二年三月九日法律第四十八号）（抄）

### （匿名組合契約）

第五百三十五条 匿名組合契約は、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによって、その効力を生ずる。

### （匿名組合員の出資及び権利義務）

第五百三十六條 匿名組合員の出資は、営業者の財産に属する。

- 2 匿名組合員は、金銭その他の財産のみをその出資の目的とすることができる。
- 3 匿名組合員は、営業者の業務を執行し、又は営業者を代表することができない。
- 4 匿名組合員は、営業者の行為について、第三者に対して権利及び義務を有しない。

### （自己の氏名等の使用を許諾した匿名組合員の責任）

第五百三十七條 匿名組合員は、自己の氏若しくは氏名を営業者の商号中に用いること又は自己の商号を営業者の商号として使用することを許諾したときは、その使用以後に生じた債務については、営業者と連帯してこれを弁済する責任を負う。

### （利益の配当の制限）

第五百三十八條 出資が損失によって減少したときは、その損失をてん補した後でなければ、匿名組合員は、利益の配当を請求することができない。

### （貸借対照表の閲覧等並びに業務及び財産状況に関する検査）

第五百三十九條 匿名組合員は、営業年度の終了時において、営業者の営業時間内に、次に掲げる請求をし、又は営業者の業務及び財産の状況を検査することができる。

- 一 営業者の貸借対照表が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 営業者の貸借対照表が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので法務省令で定めるものをいう。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

2 匿名組合員は、重要な事由があるときは、いつでも、裁判所の許可を得て、営業者の業務及び財産の状況を検査することができる。

3 前項の許可に係る事件は、営業者の営業所の所在地（営業所がない場合にあつては、営業者の住所地）を管轄する地方裁判所が管轄する。

### （匿名組合契約の解除）

第五百四十條 匿名組合契約で匿名組合の存続期間を定めなかったとき、又はある当事者の終身の間匿名組合が存続すべきことを定めたときは、各当事者は、営業年度の終了時において、契約の解除をすることができる。ただし、六箇月前にその予告をしなければならない。

2 匿名組合の存続期間を定めたか否かにかかわらず、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、いつでも匿名組合契約の解除をすることができる。

### （匿名組合契約の終了事由）

第五百四十一條 前条の場合のほか、匿名組合契約は、次に掲げる事由によって終了する。

- 一 匿名組合の目的である事業の成功又はその成功の不能
- 二 営業者の死亡又は営業者が後見開始の審判を受けたこと。
- 三 営業者又は匿名組合員が破産手続開始の決定を受けたこと。

### （匿名組合契約の終了に伴う出資の価額の返還）

第五百四十二條 匿名組合契約が終了したときは、営業者は、匿名組合員にその出資の価額を返還しなければならない。ただし、出資が損失によって減少したときは、その残額を返還すれば足りる。

## 法人税基本通達（抄）

（任意組合等の組合事業から生ずる利益等の帰属）

14 - 1 - 1 任意組合等において営まれる事業（以下 14 - 1 - 2 までにおいて「組合事業」という。）から生ずる利益金額又は損失金額については、各組員に直接帰属することに留意する。（平 17 年課法 2 - 14「十五」により追加）

(注) 任意組合等とは、民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に規定する投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に規定する有限責任事業組合契約により成立する組合並びに外国におけるこれらに類するものをいう。以下 14 - 1 - 2 までにおいて同じ。

（任意組合等の組合事業から受ける利益等の帰属の時期）

14 - 1 - 1 の 2 法人が組員となっている組合事業に係る利益金額又は損失金額のうち分配割合に応じて利益の分配を受けるべき金額又は損失の負担をすべき金額（以下 14 - 1 - 2 までにおいて「帰属損益額」という。）は、たとえ現実に利益の分配を受け又は損失の負担をしていない場合であっても、当該法人の各事業年度の期間に対応する組合事業に係る個々の損益を計算して当該法人の当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

ただし、当該組合事業に係る損益を毎年 1 回以上一定の時期において計算し、かつ、当該法人への個々の損益の帰属が当該損益発生後 1 年以内である場合には、帰属損益額は、当該組合事業の計算期間を基として計算し、当該計算期間の終了の日の属する当該法人の事業年度の益金の額又は損金の額に算入するものとする。（平 17 年課法 2 - 14「十五」により改正）

(注) 1 分配割合とは、組合契約により定める損益分配の割合又は民法第 674 条《組合員の損益分配の割合》、投資事業有限責任組合契約に関する法律第 16 条《民法の準用》及び有限責任事業組合契約に関する法律第 33 条《組合員の損益分配の割合》の規定による損益分配の割合をいう。以下 14 - 1 - 2 までにおいて同じ。

2 同業者の組織する団体で営業活動を行わないものは、この取扱いの適用はない。

（任意組合等の組合事業から分配を受ける利益等の額の計算）

14 - 1 - 2 法人が、帰属損益額を 14 - 1 - 1 及び 14 - 1 - 1 の 2 により各事業年度の益金の額又は損金の額に算入する場合には、次の(1)の方法により計算する。ただし、法人が次の(2)又は(3)の方法により継続して各事業年度の益金の額又は損金の額に算入する金額を計算しているときは、多額の減価償却費の前倒し計上などの課税上弊害がない限り、これを認める。（昭 55 年直法 2 - 15「三十三」、平 6 年課法 2 - 5「八」、平 17 年課法 2 - 14「十五」により改正）

(1) 当該組合事業の収入金額、支出金額、資産、負債等をその分配割合に応じて各組員のこれらの金額として計算する方法

(2) 当該組合事業の収入金額、その収入金額に係る原価の額及び費用の額並びに損失の額をその分配割合に応じて各組員のこれらの金額として計算する方法

この方法による場合には、各組員は、当該組合事業の取引等について受取配当等の益金不算入、所得税額の控除等の規定の適用はあるが、引当金の繰入れ、準備金の積立て等の規定の適用はない。

(3) 当該組合事業について計算される利益の額又は損失の額をその分配割合に応じて各組員に分配又は負担させることとする方法

この方法による場合には、各組員は、当該組合事業の取引等について、受取配当等の益金不算入、所得税額の控除、引当金の繰入れ、準備金の積立て等の規定の適用はない。

(注) 1 分配割合が各組員の出資の価額を基礎とした割合と異なる場合は、当該分配割合は各組員の出資の状況、組合事業への寄与の状況などからみて経済的合理性を有するものでなければならないことに留意する。

2 (1)又は(2)の方法による場合における各組員間で取り決めた分配割合が各組員の出資の価額を基礎とした割合と異なるときの計算は、例えば、各組員の出資の価額を基礎とした割合を用いて得た利益の額又は損失の額（以下 14 - 1 - 2 において「出資割損益額」という。）に、各組員間で取り決めた分配割合に応じた利益の額又は損失の額と当該出資割損益額との差額に相当する金額を加算又は減算して調整する方法によるほか、合理的な計算方法によるものとする。

3 (1)又は(2)の方法による場合には、減価償却資産の償却方法及び棚卸資産の評価方法は、組合事業を組員の事業所とは別個の事業所として選定することができる。

4 (1)又は(2)の方法による場合には、組員に係るものとして計算される収入金額、支出金額、資産、負債等の額は、課税上弊害がない限り、組員における固有のこれらの金額に含めないで別個に計算することができる。

5 (3)の方法による場合において、当該組合事業の支出金額のうちに寄附金又は交際費の額があるときは、当該組合事業を資本又は出資を有しない法人とみなして法第 37 条《寄附金の損金不算入》又は措置法第 61 条の 4《交際費等の損金不算入》の規定を適用するものとしたときに計算される利益の額又は損失の額を基として各事業年度の益金の額又は損金の額に算入する金額の計算を行うものとする。

（匿名組合契約に係る損益）

14 - 1 - 3 法人が匿名組員である場合におけるその匿名組合営業について生じた利益の額又は損失の額については、現実に利益の分配を受け、又は損失の負担をしていない場合であっても、匿名組合契約によりその分配を受け又は負担をすべき部分の金額をその計算期間の末日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入し、法人が営業者である場合における当該法人の当該事業年度の所得金額の計算に当たっては、匿名組合契約により匿名組員に分配すべき利益の額又は負担させるべき損失の額を損金の額又は益金の額に算入する。（昭 55 年直法 2 - 15「三十三」、平 17 年課法 2 - 14「十五」により改正）

## 金融商品会計に関する実務指針（抄）

日本公認会計士協会  
会計制度委員会報告第14号  
最終改正：平成18年10月20日

任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等への出資の会計処理

132. 第134項に定める商品ファンドへの投資を除き、任意組合すなわち民法上の組合、匿名組合、パートナーシップ、及びリミテッド・パートナーシップ等（以下「組合等」という。）への出資については、原則として、組合等の財産の持分相当額を出資金（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては有価証券）として計上し、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を当期の損益として計上する。ただし、任意組合、パートナーシップに関し有限責任の特約がある場合にはその範囲で損益を認識する。

なお、組合等の構成資産が金融資産に該当する場合には金融商品会計基準に従って評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。

任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等への出資の会計処理

308. 任意組合、パートナーシップについては、法律上その財産は組合員又はパートナーの共有とされていることを考慮して、組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債として貸借対照表に計上し、損益計算書についても同様に処理する実務もある。しかし、出資者が単なる資金運用として考えている場合、又は有限責任の特約が付いている場合など、多くの場合には、匿名組合、リミテッド・パートナーシップと同様に貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法が適切と考えられることから、その方法を原則とした。特に、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては、これに当てはまる場合が多いと考えられる。また、状況によっては貸借対照表について持分相当額を純額で、損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法も認められると考える。

他方、匿名組合及びリミテッド・パートナーシップについては、それらが実質的に匿名組合出資者等の計算で営業されている場合もあり得るため、貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法が妥当しないことも想定される。

このような多様な実情を踏まえ、組合等への出資（有価証券とみなされるものを含む。）については、その契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示を選択することとなる。

組織別・資本金階級別法人数

区 分	1,000万円未満	1億円未満	10億円未満	10億円以上	合計	構成比
(組織別)	社	社	社	社	社	%
株式会社	18,101	985,699	30,390	6,877	1,041,067	40.3
有限会社	1,357,959	95,190	891	38	1,454,078	56.2
合名会社	5,039	698	20	1	5,758	0.2
合資会社	29,970	1,904	12	1	31,887	1.2
その他	22,056	29,055	899	233	52,243	2.0
合 計	1,433,125	1,112,546	32,212	7,150	2,585,033	100.0
(構成比：%)	55.4	43.0	1.2	0.3	100.0	
(累積構成比)	55.4	98.5	99.7	100.0	-	

(備考) 資料は、『平成17年分 会社標本調査結果報告』(国税庁)に基づき作成。



主要国における法人企業に対する課税の概要

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
課税の概要	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社等の法人は、法人税が課税される。	州法に準拠して設立された法人は、原則として法人税が課税される。LLC等の一定の法人は、持分割合等に応じた構成員課税を選択することができる。	株式会社、有限会社は、法人税が課税される。	株式会社、株式合資会社、有限会社は、法人税が課税される。	株式会社、株式合資会社、有限会社は、法人税が課税される。
(小規模法人企業等に対する例外規定)	——	一定の小規模法人(S法人)は、持分割合に応じた構成員課税を選択することができる。	——	(合資会社、合名会社等(人的会社)は、法人格を有しておらず、持分割合に応じた構成員課税が行われる。)	合資会社、合名会社等(人的会社)は、持分割合に応じた構成員課税が行われる。ただし、法人課税を選択することもできる。
法人税の課税対象企業数	253.7 万社 (2000年度)	236.5 万社 (2001年)	69.8 万社 (2000年)	63.7 万社 (1995年)	110.4 万社 (2001年)

(注) 法人税の課税対象企業数は、日本は内国普通法人数(清算中等の法人を除く。)、アメリカは法人税申告書(Form1120及び1120A)の提出数(個人所得課税を選択したS法人数は、302.3万社)、イギリスは法人税申告書数、ドイツは法人税申告書数(機関会社を除く。)による。

(出典)平成15年5月16日開催 政府税制調査会・第29回基礎問題小委員会 資料

## 米国の企業法制の概要

	1) Corporation (株式会社)		2) Partnership (パートナーシップ)		3) Limited Liability Company (LLC, リミテッド・ライアビリティ・カンパニー)	4) Sole Proprietorship (SP, 日本の「個人企業」に相当)
	C corporation(日本の「株式会社」に相当)	S corporation	G P S (ジェネラル・パートナーシップ)	L P S (リミテッド・パートナーシップ)		
根拠法	各州の会社法	各州の会社法	各州のG P S法	各州のL P S法	各州のLLC法	(一般的な商慣習、Common Law等)
構成員(出資者)の責任	有限責任	有限責任	無限責任	General Partnerは無限責任 Limited Partnerは有限責任	有限責任(ただし、法人格否認の法理により無限責任となる法的リスク有り)	無限責任
持分の譲渡	制限無し	制限無し	制限有り(財産権については譲渡可)	制限有り	制限有り	制限無し(但し手続きは煩雑)
持続性	無限	無限	有限	有限	有限(通常は30年程度)	有限
業務執行権	最高経営責任者	最高経営責任者	各パートナー(P S契約により制限可)	G Pのみ L Pの重要事項に対する議決権保有は可	メンバー又は第三者であるマネージャー	所有者
構成員数の制限	最小1名	最小1名 最大75名	最小2名 (全員P S)	最小2名 (G P / L P各1名以上)	最小2名	最大1名
構成員の属性の制限	無し	米国人もしくは居住外国人である自然人	無し	無し	無し	自然人のみ
分配制限	利益がある場合のみ可	利益がある場合のみ可	無し	無し	無し	無し
分配方法	株式持分割合による(ただし、優先株式を発行している場合には差をつけることも可)	株式持分割合による	自由(原則として持分割合)	自由(原則として持分割合)	自由(原則として持分割合)	
事業組織に対する課税(二重課税の有無)	有り	無し(パス・スルー方式)	無し(パス・スルー方式)	無し(パス・スルー方式)	無し(パス・スルー方式)	無し(パス・スルー方式)
業種による規制	無し	金融業及び保険業は認められない	無し	無し	無し	無し
組織変更	S corporationへの変更は可能だが、他場合には課税関係生	C corporationへの変更は可能だが、他場合には課税関係生	いずれの事業形態への変更も容易	いずれの事業形態への変更も容易	いずれの事業形態への変更も容易	いずれの事業形態への変更も容易
行為能力	税負担能力 Corporationとしての行為能力を有する	S corporationとしての行為能力を有する	一部行為能力を有する	一部行為能力を有する	一部行為能力を有する	
労務出資の可・不可				以前は法律による制限があったが、現在法的には可能	×	

(出典) 中小企業庁『平成12年版 中小企業白書』